

食料・農業・農村政策審議会  
平成20年度第2回畜産部会速記録

平成20年6月12日

**農林水産省**

## 目 次

	ページ
1. 開 会	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 委員出席状況	2
1. 諮問及び関連資料説明	3
1. 質疑応答及び意見聴取	21
1. 審 議	52
1. 答 申	53
1. 農林水産副大臣あいさつ	55
1. 閉 会	56

午前 10 時 33 分開会

○徳田畜産企画課長 それでは、お見えになっていない委員もいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただ今から平成 20 年度第 2 回畜産部会を開催させていただきたいと思  
います。

申し遅れましたが、私は畜産企画課長の徳田でございます。

まず、配付しております資料の確認をさせていただきます。1、議事次第、2、委員名簿、  
3、配合飼料価格関係説明資料、4-1、諮問（加工原料乳生産者補給金単価）、4-2、諮問  
（指定食肉安定価格）、4-3、諮問（肉用子牛保証基準価格）、5、諮問総括表、6、平成 20  
年度改定加工原料乳生産者補給金単価算定説明資料、7-1、平成 20 年度改定指定食肉安定  
価格算定要領、7-2、平成 20 年度改定指定食肉（豚肉）安定価格算定説明参考資料、7-3、  
平成 20 年度改定指定食肉（牛肉）安定価格算定説明参考資料、7-4、平成 20 年度改定指  
定肉用子牛保証基準価格算定要領、7-5、平成 20 年度改定指定肉用子牛保証基準価格算定  
説明参考資料でございます。その他に参考資料 1 としまして、審議会の答申・建議、参考  
資料 2 といたしまして、平成 20 年度畜産物価格等、参考資料 3 としまして法令集をつけて  
おります。

以上でございます。

それでは、鈴木部会長お願いします。

部会長あいさつ

○鈴木部会長 皆様、おはようございます。部会長の鈴木でございます。

委員各位におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、厚く御礼を申し  
上げます。

平成 20 年度畜産物価格等につきましては、去る 2 月 21 日に行われました当部会の答申・  
建議の内容を踏まえまして、政府により決定されたわけですが、その後の飼料価格のさら  
なる上昇など、畜産経営をめぐる情勢がさらに悪化してきております。畜産物価格等につ  
きましては、配合飼料価格安定制度によります追加補てんを前提に算定されていたところ

でございますが、今般、その運用に変更が加えられることとなってまいりまして、この前提条件が変わる見込みとなりましたことから、平成 20 年度の畜産物価格について、期中ではありますが、改定することにつきまして本日は御審議を願うことになったわけでございます。

委員の皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

#### 委員出欠状況

○鈴木部会長 それでは、議事に入ります前に、本日の出欠状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 林委員、福田委員、武見委員におかれましては、やむを得ない理由により、本日御欠席とのことでございます。また、浅野委員、秋岡委員、神田委員におかれましては、遅れてお見えになる予定でございます。

なお、審議会令第 8 条によりまして、部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされております。本日、全体で 20 名のうち、現在 14 名に御出席いただいておりますので、成立しております。

以上でございます。

○鈴木部会長 それでは、会議の運営方針の確認をいたしたいと思っております。

本日は、平成 20 年度の加工原料乳の生産者補給金単価、平成 20 年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成 20 年度の保証基準価格を改定するに当たり、留意すべき事項につきまして審議するわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が出ますと、それが本審議会の答申と見なされることとなっております。建議につきましては、2 月 21 日の建議を既にこちらで出したわけでございますので、これにさらに加えて取り組んでいただくべき内容につきまして取りまとめるということとしたいと思っております。

委員の皆様には、提出資料や政府の見解に関する質問のほか、政府の施策に対する御意見や御提言があれば、合わせて御発言いただくという形をお願いしたいと考えております。

なお、本年度第1回の部会では、質疑応答のほか施策に関連した要望、提言といった内容も出されておりましたが、確認のために今回も、要点で構いませんので、重ねて御発言をお願いしたいと思います。

また、その後に、政府の諮問への賛否を簡潔に御表明いただくという形としたいと考えております。

本日の部会につきましては、以上のとおり議事を取り進めたいと考えておりますが、これについて御意見等ございましたらお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木部会長 それでは、御異議なしと認めさせていただきまして、そのようにさせていただきます。

それでは、本日のスケジュールといたしましては、まず事務局から配合飼料価格関係及び諮問に関連した説明を行いまして、その後、質問や御意見の聴取を12時ごろまで行い、昼休みを入れさせていただきます。午後1時に部会を再開させていただいて、1時50分を目処に質疑応答及び委員の皆様からの御意見、御提言の聴取を行いまして、その後、各委員から諮問に対する賛否を御表明いただきます。休憩を挟みまして、午後2時20分から答申案の作成に入りまして、3時30分を目処に終了いたしたいと考えております。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので、審議には十分な時間を取りたいと考えておりますが、委員の皆様方は大変お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努めまして、本日しかるべき時間までに終了いたしたいと考えておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

#### 諮問及び関連資料説明

○鈴木部会長 それでは、資料説明の方に入りたいと思います。

早速、配合飼料価格関係につきまして、畜産振興課長より説明をお願いします。

○釘田畜産振興課長 それでは、資料3でございます。配合飼料価格関係につきまして簡潔に御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。配合飼料価格の推移でございます。配合飼料価格は、現在、トン当たり約6万2,800円となっております。一昨年秋に比べまして約2万円高

い水準というふうになっております。配合飼料価格に影響を与える要因のうち、トウモロコシ価格は昨年秋以降再び大幅な上昇が続いておりまして、直近では7ドルにまで乗せてきているという水準でございます。海上運賃につきましても、御覧のように大変高い水準で推移しております。一方、為替相場は平成19年後半から円高傾向になっております。

2 ページ目でございます。配合飼料価格安定制度と価格差補てんの実施状況でございます。価格安定制度は2段階の仕組みになっておりまして、まず生産者と配合飼料メーカーの積み立てによる通常補てん、もう1つは、異常な価格高騰時に通常補てんを補完する役割があります異常補てん、これは国と配合飼料メーカーの積み立て、この2つの基金から成っております。

最近では、通常補てんは、平成18年10～12月期以降、7期連続して発動しております。また、異常補てんにつきましては、19年の1～3月期以降、3期連続発動しております。さらに、ちょっと分かりにくいですが、昨年の7～9月期以降は、いわゆる4%補てん、これは後ほど御説明申し上げますけれども、追加的な補てんが行われております。

3 ページ目を御覧ください。4%追加補てんと先ほど申し上げましたけれども、3つの色分けをしてございますけれども、異常補てん、その下に通常補てん。この通常補てんのレベルといいますのは、直前1年間の移動平均価格と当期の価格の差を補てんするものであります。これが通常の補てんのルールになっておりますけれども、この4%の追加補てんといいますのは、配合飼料価格の上昇幅が大きいときに、実質の農家の負担額の上昇を直前四半期の負担額の4%以内に抑えるための追加的な補てんでございます。

先ほど申し上げましたとおり、昨年の7～9月期以降、4期連続で発動しております。この特別ルールの発動によりまして、農家負担の増加はさらに抑えられているということになりますけれども、一方で補てん額が大きく膨らんでおりまして、基金財源を圧迫しているということになります。

次の4ページ目を御覧ください。配合飼料価格安定制度の補てんの実績でございます。補てん金の交付実績は、生産費に占める飼料費の割合が高く、経営規模の拡大が進んでいる養豚、養鶏、ブロイラー、採卵鶏、これらで特に大きくなってございまして、割合で見ますと、豚で25%、ブロイラー17%、採卵鶏27%といったような割合になってございます。契約1件当たりの補てん額も、豚、ブロイラー、採卵鶏と非常に大きくなっております。

ここには資料がございませんけれども、一方で、このコストの上昇に応じた価格の転嫁

というのが、畜種ごと、畜産物ごとに異なっておりまして、そういったことによって経営の状況というのは畜種ごとに異なるわけですけれども、この補てんというのは、経営の状況ですとか価格の転嫁の状況ということとは関係なく実施されるということになります。

次の5ページを御覧ください。これが、これまでの補てんの実施状況と今後の実施の見込み、見通しを模式的に現わしたものでございます。平成18年度10～12月期以降、補てんが継続して行われておりますけれども、今年度の4～6月期、これはまだ支払われておりませんけれども、ここまでの補てん額の見込みといたしまして、下に数字がございしますが、2,660億円となります。このうち通常補てんにつきましては、既に市中銀行からの借入れによって対応しておりまして、約810億円がこの借入金によって支払われているという状況になっております。今申し上げましたとおり、市中銀行、民間銀行から900億円の借入枠を設定してございますけれども、今後このまま4%の補てんも合わせて実施していきますと、この借入必要額というのは、これを大きく上回る見込みになります。

このような状況を踏まえまして、今後、この補てん制度の基本的な機能を維持していくためには、4%部分の追加補てんというのを停止して、財源支出を抑制するという対応が必要になろうかと思えます。

次のページを御覧ください。6ページ目でございます。ここには、配合飼料価格安定制度、経営安定対策及び価格転嫁の関係を模式的に示しております。真ん中にトレードオフの関係というふうになっておりますけれども、まず生産コストの上昇につきましては、基本的には、適正な価格転嫁を図っていく必要があるというふうに考えておりますけれども、それまでの間に、まずは左にございますけれども、この配合飼料価格が急激に上昇する際に、その直接的な農家への影響を緩和するために、先ほど説明を申し上げました補てん制度が行われております。これにつきましては、多額の資金が必要ということのほか、先ほども触れましたけれども、価格転嫁が進んでいるような畜種にも一律補てんをするという性質のものだという問題がございします。

それから、右の方に行きますけれども経営安定対策、これにつきましては、価格転嫁が直ぐには行えない、やはりタイムラグが伴うということで、その間の経営ごとの状況に応じて、畜種ごとの状況に応じて対策を講じることができるということになります。一方で、経営ごとの生産性向上努力ですとか価格転嫁の努力を阻害しないような注意が必要だというふうに考えております。

次の7ページでございますけれども、今後の配合飼料価格安定制度及び経営安定対策への対応についての考え方を整理いたしました。現行の配合飼料価格安定制度のまま維持する場合でございますけれども、最大で約2,000億円以上の借入金がさらに必要になるというふうに考えております。

一方で、右側の方でございますけれども、配合飼料価格安定制度を見直すとともに、経営安定対策を強化するという考え方がございます。先ほど申し上げましたように、4%の追加補てんの発動を停止しました場合には、その影響や価格転嫁の状況等を踏まえ、20年度畜産物価格の期中改定あるいは経営安定対策の強化が必要になるというふうに考えております。

このことを踏まえまして、通常補てんの基本的な機能を維持するために、異常補てん基金の発動を増やす、あるいは、さらに借入金の枠を増加するといったような対応によりまして必要な財源を確保するとともに、4%の追加補てんを停止し、この価格安定制度の安定運用を図る必要があるというふうに考えているところでございます。

以上が、配合飼料関係の最近の状況と考え方の御説明でございます。8ページ以降は、それに伴って国内の飼料自給率の向上を図っていく必要があるということで、関係の資料をつけておりますけれども、これについては説明を省略したいと思います。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、本日付で農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、まず、牛乳乳製品課長から加工原料乳の生産者補給金単価に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○平岩牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の平岩でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、加工原料乳関係の諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料4-1をお願いいたします。朗読いたします。

20 生畜第 585 号

平成 20 年 6 月 12 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿



農林水産大臣

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 11 条第 8 項の規定に基づき平成 20 年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第 9 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、今朗読いただきました諮問に関連した説明をお願い申し上げます。

○平岩牛乳乳製品課長 それでは、資料 5、6 に即しまして御説明を申し上げます。

資料 5 でございます。これは価格関係の一覧表でございます。1 番で加工原料乳生産者補給金単価を示しております。20 年度は、2 月に御審議、御答申いただいた際の数値が 11 円 55 銭でございます。今回の改定案は 11 円 85 銭ということを示しております。

次に、20 年度の補給金単価の改定につきまして、資料 6 の「改定加工原料乳生産者補給金単価算定説明資料」がございます。それに基づきまして御説明を申し上げます。

なお、参考資料として、平成 18 年度牛乳生産費の全国に係るものと北海道に係るものをお配りしております。必要に応じて御覧いただければというふうに思っております。

それでは、具体的な算定について御説明させていただきます。資料 6 の方の 1 ページをお願いいたします。

まず、補給金単価算定の基本的考え方でございます。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域である北海道の生産費及び乳量それぞれの変化率から求めた生産コスト等変動率を前年度の補給金単価に乗じて、当該年度の加工原料乳生産者補給金単価を算定しております。本年 2 月に決定いたしました 20 年度の単価算定と同様、この度の単価改定におきましても、この方式によりまして、配合飼料価格安定制度による補てんの見直しや最近の物価動向等を踏まえ、算定を行うものでございます。

この考え方を算式としてまとめましたものを、1 ページの中ほどにお示ししております。当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産コスト等変動率ということでございます。このうち生産コスト等変動率の部分については、 $C_1/C_0 \div Y_1/Y_0$ で求めることとなっております。（ $C_1/C_0$ ）と申しますのは、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率、（ $Y_1/Y_0$ ）というのは、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率でございます。

次に、算定の要領でございますが、この度の改定につきましては、配合飼料に係る補てんの見直し等を踏まえまして、改めて20年度の補給金単価を算定し直すものでございますので、算定の基本となっております前年度の補給金単価につきましては、2月に決定した生乳1kg当たり11円55銭というものではなく、19年度の補給金単価である10円55銭を用いております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。ここからの説明は、2月の説明とほぼ同じ部分もございませけれども、確認的な部分も含めて御説明をさせていただきます。

まず、生産コスト等変動率の算定方法でございます。これは前のページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を搾乳牛1頭当たり乳量の変化率で割り、算出しております。この生産コスト等変動率の算定の中身について御説明をいたします。

(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率の算定方法の部分でございます。まず、「牛乳生産費調査」の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当たり全算入生産費を直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均をいたします。分母、分子とも各年の生産費を直近年のウェイトで加重平均をいたしますことによって、過去3年間の飼養規模の拡大がなかったものとして、規模拡大努力による生産性向上の成果が生産者の方々のお手元に残るような配慮をしたものでございます。

続きまして、酪農経営の実態を的確に反映させるために、この生産費に集送乳の経費、販売手数料及び企画管理労働費を加算いたしまして、さらに物価労賃の直近の動向等を織り込んでおります。2月の算定の際には、物価労賃の直近の動向等につきましては19年の12月までの統計値を用いておりましたけれども、今回の改定では、原則として20年4月までの統計値を用いております。

このようにして算出した搾乳牛1頭当たり生産費、これをここでは修正生産費というふうに呼ばせていただいております。この修正生産費の当年を含む過去3年の平均を、前年を含む過去3年の平均で割りまして算出したのが、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でござ

ざいます。

具体的な修正生産費の算出方法ですが、その下のアから順に御説明をしております。物財費等の各費目につきましては、調査時点と算定期のタイムラグがございますので、これを補正するために、原則として当年を含む過去3年の部分については、直近であります平成20年の2月から4月の水準に、前年を含む過去3年の部分につきましては、その1年前でございます平成19年の2月から4月の水準に物価修正をいたします。

なお、2月の算定においては、配合飼料価格がその時点の水準で推移いたしましたとして、21年3月までの1年間、四半期ごとの農家の実負担が確実に算出できるということで、これを織り込んで算定を行ったわけでございますが、今回は配合飼料に係る補てんの見直しに伴いまして、7月以降21年3月までに想定をされます農家実負担を織り込んで算出をするものでございます。

イからエの部分は、2月の算定の時と全く同じ考え方で算定をしております。家族労働費は、酪農経営の実態を的確に反映するために、加工原料乳地帯である北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価をいたします。地代及び資本利子につきましては、当年を含む過去3年は直近年である平成18年度に、前年を含む過去3年につきましては、1年前である平成17年度の水準に評価をいたしております。企画労働管理費については、「牛乳生産費調査」に基づく企画管理労働時間に家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出しております。このようにして求めた当年を含む過去3年の修正生産費の平均を前年を含む過去3年の平均で割り、修正生産費の変化率を算出するというところでございます。

一方で、1頭当たり乳量の変化率の方でございますけれども、(2)の部分でございます。これも2月の算定時と同じでございますけれども、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率につきましては、牛乳生産費調査による搾乳牛の通年換算の1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を、直近年の飼養頭数規模別飼養頭数ウエイトにより加重平均して求めた修正乳量について、直近の実態を考慮しまして、当年の修正乳量、これは18年度の修正乳量でございますが、これを前年の17年度の修正乳量で割りまして算出しております。

なお、乳量につきましても、規模拡大が進みますと乳量が増加する傾向があるということで、生産費の変化率の算出の際と同様に、直近年の頭数ウエイトで加重平均して算出することによりまして、生産者の生産性向上の成果に配慮しているところでございます。

4 ページをお願いいたします。ちょっと飛んでおりまして、恐縮でございます。このよ

うにして求めますと、搾乳牛 1 頭当たりの生産費の変化率は 1.1029、搾乳牛 1 頭当たりの乳量の変化率は、「牛乳生産費調査」における 18 年度乳量が減産の影響もあり減少したということもございまして 0.9820 となり、生産コスト等変動率が 1.1231 ということになります。

前後して恐縮ですが、3 ページにお戻りをいただきますと、以上のようにして算定をいたしました 20 年度の改定単価の試算値は、19 年度単価の 10.55 円/kg に生産コスト等変動率の 1.1231 を乗じて得られました 11.85 円/kg ということになるわけでございます。これは、前年度単価からは 1 円 30 銭の引き上げとなります。改定前と比べますと 30 銭の引き上げでございます。

以上が補給金単価関係の算定でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉鶏卵課長から指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私の関係では、諮問文は 2 つございます。お手元の資料の 4-2 及び 4-3 を御覧ください。指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格に関する諮問文であります。朗読させていただきます。まず、指定食肉の方から。

20 生畜第 581 号

平成 20 年 6 月 12 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき

平成 20 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次に、肉用子牛の方でございます。

20 生畜第 582 号

平成 20 年 6 月 12 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣

#### 諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき平成 20 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、朗読いただきました諮問に関連した御説明を食肉鶏卵課長からお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長 それでは、諮問に関連した試算値の内容につきまして、資料 5 及び、ちょっと大部でございますけれども資料 7-1 から 7-5 に基づきまして御説明をいたします。まず、資料 5 の 1 枚紙、諮問案の総括表を御覧ください。

中段の 2 に指定食肉の安定価格の 20 年度改定案を、下段 3 に指定肉用子牛の保証基準価格の 20 年度改定案をお示ししております。これら食肉関係の価格につきましては、本年 2 月、配合飼料安定価格制度による追加補てんを前提に算定を行いましたが、その運用の変

更に伴い、2月時点では予見できなかった生産コストの上昇が発生することから、これら上昇分を織り込むとともに、その他要素についても直近の物価動向を反映させ、20年度価格を改定することといたします。

具体的に中段の2の指定食肉安定価格についてですが、牛肉につきましては、安定上位価格は1,060円と20年度当初より35円の引き上げ。安定基準価格は815円と、20年度当初より25円引き上げの試算値でございます。豚肉につきましては、安定上位価格は545円と、20年度当初より30円の引き上げ、安定基準価格は400円と、20年度当初より20円引き上げの試算値でございます。

下段の3の指定肉用子牛の保証基準価格についてですが、保証基準価格につきましては、20年度当初より、黒毛和種は5,000円、褐毛和種は4,000円、その他の肉専用種、乳用種、交雑種は3,000円の引き上げの試算値でございます。

なお、これらの価格の適用期間は、平成20年7月1日から平成21年3月31日までと考えております。

次に、資料7-1の「平成20年度改定指定食肉安定価格算定要領」に即しまして、豚肉及び牛肉の指定食肉の安定価格の算定の考え方を御説明申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。指定食肉の安定価格制度は、農畜産業振興機構の需給操作等を通じまして、安定価格帯の幅の中に実勢価格を安定させることを目的としておりまして、安定価格につきましては、畜産物の価格安定に関する法律第3条に基づきまして、豚肉の生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨として定めることとされております。

また、算定方式につきましては、従来から需給実勢方式によって行っておりますけれども、通常、豚肉の価格は、需給の実勢により、市場において自由競争の原理に基づき形成されていることから、安定価格についても、過去の一定期間の肉畜の農家販売価格とその期間の平均的な生産費をベースといたしまして、価格算定年度に見込まれる物価の動向や生産性の向上等を適切に織り込んで価格を算定するという考え方によるものでございます。

豚肉の場合では、直近5年を基準期間といたしまして、その期間における肉豚の農家販売価格に生産費指数を乗じまして価格算定年度の農家販売価格を推定し、これを枝肉換算係数と定数によって卸売市場で販売される枝肉価格に換算をいたしまして、さらに変動係数を用いまして、安定基準価格と安定上位価格という形で上下に開いて算定を行っており

ます。

これを算式にまとめますと、ここに示しております式になります。(P)という求める安定価格は、(P<sub>0</sub>)これが肉豚農家販売価格でございますけれども、これに(I)、これは生産費の変化率でございます、これを掛け合わせたものに(m)と(k)という枝肉換算係数を掛け合わせ、なおかつ $1 \pm v$ という、これは変動係数でございますけれども、これにより上下に開いて算定を行うところでございます。

なお、今回の改定に当たりましては、農家販売価格(P<sub>0</sub>)等については、基準期間を更新するとともに、生産費指数(I)につきましては、配合飼料価格安定制度の追加補てんの停止に伴う生産コストの上昇や直近の物価動向を盛り込むことといたしております。

それでは、各要素について御説明をいたします。まず、(1)でございますけれども、これが肉豚農家販売価格(P<sub>0</sub>)でございます。この(P<sub>0</sub>)は、平成15年5月から20年4月までの5年間の「農業物価統計」による農家販売価格を平均して算出しております。2月の価格決定の際には、この部分が平成15年1月から19年12月で計算させていただいたところでございます。

また、従来どおりのルールによりまして、価格安定帯におさまっていない価格につきましては、それぞれ安定基準価格あるいは安定上位価格に見合う農家販売価格に修正をしております。

基準期間として5年間をとっておりますけれども、これは過去の豚肉価格がおおむね5年を1周期として上昇、低下を繰り返す、いわゆるピッグサイクルといわれる変動を繰り返していることから、価格の上昇局面と下降局面を平均化し、安定的な価格水準を捉えるためのものでございます。

次に、(2)の(I)、生産費指数について御説明をいたします。生産費指数は、直近5年間の基準期間における平均的な生産費に対しまして、価格算定年度の推計生産費の変化の動向を見るための指数でございます。(2)のアからエにありますように、生産費指数は4つの要素、(q<sub>0</sub>)(q<sub>1</sub>)(p<sub>0</sub>)(p<sub>1</sub>)から構成されておまして、オにお示ししておりますように、これらを総合的に計算して(I)を求めることとしております。

アに示しております第1の構成要素(q<sub>0</sub>)につきましては、直近5カ年間における実質費用でございます。生産費の各費目それぞれに対応する物価指数で除して実質化し、これを平均して直近5カ年の実質費用(q<sub>0</sub>)を求めます。この実質化の計算は、物価の変動要

因を排除して、生産費の純粋な動向を比較・分析するために行ってございます。

イにつきましては、直近5年間の実質化した各費目の傾向から、価格選定年度である平成20年度の実質費用の計算を行い、各費目の $(q_1)$ を求めます。

ウでは、費目ごとに「農業物価統計」等を用いまして、直近5年間の生産費調査に対応する期間の物価指数の平均値 $(p_0)$ を算出いたします。この物価指数は、基準となる平成17年の物価を100とした場合の相対的な価格を示す指標でございます。

エでは、各費目ごとに直近の物価指数から価格算定年度における物価指数を算出しております。

なお、 $(p_1)$ につきましては、前回算定では19年10月から12月の物価指数を用いしましたが、今回の改定に当たりましては、直近の物価の動向を反映するため、原則として20年2月から4月までの物価指数を用いております。以上によりまして、生産費指数を構成する4つの要素が決まります。

次に、もう1枚めくっていただきますとオでございますけれども、各費目ごとに実質費用に物価指数を乗じて名目化し、それを合計いたします。基準期間の名目費用の合計額 $(\sum q_0 p_0)$ を分母といたしまして、価格算定年度の名目費用の合計額 $(\sum p_1 q_1)$ を分子として生産費指数 $(I)$ を計算いたします。

次に、枝肉換算係数 $(m)$ と $(k)$ でございます。 $(P_0)$ と $(I)$ を掛け合わせますと価格算定年度の農家販売段階における価格が算出されることとなります。安定価格につきましては枝肉の卸売価格ですので、農家販売価格を省令規格の枝肉の卸売価格に換算する必要があります。このため、基準期間5年間における豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から、両者の一次回帰式を作成いたします。 $(m)$ と $(k)$ は回帰式の係数と定数でございます。こうして得られた枝肉への換算式に価格算定年度の肉豚の農家販売価格を代入することによって、枝肉卸売価格を算定してございます。

次に、(4)でございますけれども、変動係数 $(v)$ でございます。これは(3)で算出したました豚枝肉卸売価格を価格変動幅15%によって上下に開きまして、安定基準価格と安定上位価格を算定するというものでございます。

以上が、豚肉についての価格算定の考え方でございます。

次をおめぐりいただきまして、次は牛肉について御説明をいたします。牛肉につきましても、制度の趣旨は豚肉と同様でございます。算定方式も需給実勢方式で豚肉と同様で



ございます。基準期間につきましては、豚は5年でございましたけれども、牛肉は7年間としてございます。7年間における肉牛の農家販売価格に生産費の変化率である生産費指数を乗じ、これを枝肉換算係数及び定数で指定食肉の枝肉卸売価格に換算をし、さらに変動係数を用いて上下に開いて算定をしてございます。

指定食肉である牛肉は、去勢牛のB-2及びB-3規格となっておりますけれども、当該去勢牛は、和牛と乳おすの両方が対象となっております。一方、算定に必要な農家販売価格や生産費等のデータにつきましては、和牛と乳おすが別々に調査されています。このため、系列ごとに計算をいたしまして、枝肉価格を算出する際に一本化して求めてございます。算定式の中で各項目に(w)、これは和牛の略でございますけれども、これがついているのが和牛の系列でございます、(d)これはデイリーの略でございますけれども、(d)がついているのが乳用おす牛の系列となっております。

これを算式にまとめたのが4ページの式でございます、求める安定価格(P)は、去勢和牛と乳用おすの2系列の $(P_0) \times (I) \times (m)$ に回帰式の定数項(k)を加えまして、 $1 \pm v$ で上下に開いて求めてございます。

なお、今回の改定に当たりましては、豚肉と同様に農家販売価格(P<sub>0</sub>)等につきましては、基準期間を更新するとともに、生産費指数(I)については、配合飼料価格安定制度の追加補てんの停止に伴う生産コストの上昇や直近の物価動向を盛り込むことといたしております。

次に、各構成要素について御説明をいたします。まず、(P<sub>0</sub>)でございます。これは農家販売価格でございます。5ページ中段の(1)の基準期間における肉牛の農家販売価格には、和牛と乳おすの2つの系列があります。ここでは(P<sub>0w</sub>)と表記している和牛系列と、(P<sub>0d</sub>)と表記している乳用おす肥育牛の系列のそれぞれについて、直近7年間の各月の「農業物価統計」における農家販売価格を平均して算出しております。この際、豚肉と同様に、従来どおり、安定価格帯の範囲内におさまっていない場合につきましては、安定基準価格なり上位価格に見合う農家販売価格に修正した上で平均値を求めてございます。

次に、生産費指数(I)でございます。これにつきましては、統計部の「去勢若齢肥育牛生産費調査」と「乳用おす肥育牛生産費調査」を用いまして、(P<sub>0</sub>)と同様に去勢和牛の生産費指数と乳用おす肥育牛の生産費指数に分けて算出をしてございます。

具体的な算定方法は、以下のアから次ページのオに記載しておりますが、豚肉と同様に

(q0) (q1) (p0) (p1) の4つの構成要素を算出し、(q0) と (p0)、(q1) と (p1) をそれぞれ掛け合わせて、基準期間の名目生産費と価格算定年度における名目生産費を求めて (I) を計算いたします。

なお、エの段に示しておりますが、これまでと同様に、もと畜費の物価指数につきましては、肉用子牛の平成19年度の合理化目標価格を考慮して算定をしております。

次に、7ページでございますけれども、枝肉換算係数 (m) と (k) でございます。(3)の枝肉換算係数と定数につきましても、従来どおり、直近7年間の指定食肉の枝肉卸売価格に対する去勢肥育和牛の農家販売価格と乳用おす肥育牛農家販売価格との回帰関係から、関係式を一元的に求めて枝肉卸売価格を算定しております。

変動係数 (v) でございますけれども、これは豚肉と同様ですが、牛肉については、前回算定と同じく±13%となっております。

次に、資料7-2に基づいて、実際の数値に即して御説明を申し上げます。

まず、豚肉でございますけれども、試算の全体像は、真ん中に示しております(2)の試算にありますように、直近5年間における肉豚の農家販売価格が289円/kgでございまして、これに生産費指数 (I) が1.053ということで、304円32銭というのが20年7月以降に見込まれる肉豚農家販売価格でございます。これに枝肉換算係数1.562を掛け、定数項1.88を引いた473円47銭が枝肉価格となります。これを変動係数15%で上下に開きますと、安定基準価格は402円45銭、安定上位価格は544円49銭となります。これを従来のルールによって5円刻みに丸めると、上が545円、下が400円となります。よって、安定上位価格は30円の上昇、安定基準価格は20円の上昇となります。

なお、括弧書きにありますように、上記の算出で求められる数値は、皮はぎ法により整形した豚肉の安定価格でございまして、湯はぎ法により整形したものにつきましては、皮の重量を考慮して、従来どおり7%の格差を設定しております。

2ページ目でございます。2ページは基準期間の肉豚の農家販売価格、いわゆる (P0) の計算を示しております。基本的には、先ほど申し上げましたように、平成15年5月からの5年間の各月の肉豚の農家販売価格の平均値を求めておりますが、一部右側に修正値ということで異なった値が記入されてございます。これが、先ほど御説明を申し上げました安定価格帯の上ないし下にそれぞれ修正するという部分でございます。実際の値だけで計算いたしますと、この表の一番左側の肉豚農家販売価格の実際値の一番下を見ていただき

ますと 302 円となつてございますけれども、修正によつて、その右隣に書いてございます 289 円というふうには修正が行われる、こういうことでございます。

次に、3 ページ目でございます。3 ページの(1)は生産費指数の (I) の算式でございます。(I) は、分母が  $(\sum q_0 p_0)$  でございまして、分子が  $(\sum q_1 p_1)$  というふうに求める指数でございます。(2)に試算値が出ていますが、2 万 5,658 円分の 2 万 7,015 円ということで、1.053 と算出されます。

4 ページ、5 ページには、その (I) を計算するための算出基礎となる  $(\sum p_0 q_0)$   $(\sum q_1 p_1)$  のそれぞれの数値が、また、6 ページから 8 ページまでにそれぞれの項目の諸元が記載されてございます。

次に、9 ページでございますけれども、枝肉換算係数 (m) と定数 (k) につきましては、基準期間の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の回帰関係から算出をし、3 の (2) の試算にあるように、 $Y = 1.562X - 1.88$  という式になります。この式により中心価格を求めて、変動係数 15%で上下に開き、枝肉の卸売価格を算定してございます。

以上が豚肉の算定でございます。

次に、資料 7-3 を御覧ください。こちらは牛肉でございます。

1 ページの (2) の算式を御覧ください。和牛系列では、 $(P_0)$  が 1,061 円/kg、これは去勢和牛の直近 7 年間における農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛における生産費指数の 0.943 を掛けて得られる 1,000 円 52 銭、これが 20 年 7 月以降に見込まれる去勢和牛の農家販売価格でございます。乳用おす肥育牛の系列では、 $(P_0)$  が 370 円/kg、(I) が 1.037 で、これを掛けることによりまして得られる 383 円 69 銭が、20 年 7 月以降に見込まれる乳用肥育牛の農家販売価格でございます。

次に、農家販売価格を枝肉価格に換算するために、和牛系列には 0.217 という係数を掛け、乳おす系列には 2.085 という係数を掛けまして、さらに定数項として 78.57 を引くことによりまして、枝肉価格 938 円 53 銭が求められます。このようにして得られた価格を 13%という変動係数で上下に開きますと、上が 1,060 円 54 銭、下が 816 円 52 銭となりまして、5 円単位で丸めると、上が 1,060 円、下が 815 円となります。よつて、安定上位価格は 35 円の上昇、安定基準価格は 25 円の上昇となります。

2 ページ以降は、各要素についての数字の説明でございます。2 ページに和牛の農家販売価格の計算を示してございます。豚肉と同様に、修正が必要な月につきましては、右側の

欄に修正値を示してございます。

また、3 ページに乳用おす肥育牛についてお示しをしております。

4 ページでございます。4 ページは生産費指数の計算を示しております。(2) のアによりまして、和牛では 0.943、乳用おすでは 1.037 となります。

(I) の各要素につきましては、5 ページから 20 ページにかけまして詳細を掲げてございます。

なお、配合飼料費につきましては、20 年 7 月以降に見込まれる農家実質負担、これは購入価格から補てん金を引きまして、それに農家の掛け金を足し合わせたものでございますが、この価格をもとに (p1) が算出されてございます。今回の算定では、配合飼料価格安定制度の見直しに伴いまして、(p1) が前回算定の 127.6 から 135.1 へと 7.5 ポイント上昇しております、これを用いることで農家実質負担の増加が適切に織り込まれることとなっております。

恐縮でございますが、21 ページをお開きください。21 ページには、農家販売価格を枝肉に換算する係数と定数を示してございます。直近の 7 年間の価格動向を用いまして回帰式を求めますと、 $Y = 0.217X_w + 2.085X_d - 78.57$  となります。この回帰式に去勢肥育和牛農家販売価格と乳おす肥育牛農家販売価格を代入して中心価格を求め、変動係数 13% で上下に開いて、指定牛肉の安定上位価格と安定基準価格が求まります。

次に、資料 7-4 を御覧ください。子牛の関係について御説明をいたします。資料 7-4 が肉用子牛の保証基準価格の算定要領でございまして、算定の考え方を示したものでございます

肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の実勢価格が低落し保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的としてございます。保証基準価格は、肉用子牛の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定めることとされてございます。

保証基準価格につきましては、和牛系列として黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種の 3 区分、乳用種系列として乳用種、交雑種の 2 区分、計 5 つの品種区分を設定してございます。具体的には、和牛系列につきましては、基準期間の和子牛の農家販売価格の平均値を求め、それぞれの品種ごとの基準期間と価格算定年度とのコストの変化率を示す生産

費指数を乗じまして、農家販売段階の子牛価格を求めた後に、これを市場取引価格ベースに直すための市場取引価格係数と定数によって市場価格に換算をいたした上で、さらに自由化前7年間の品種間の相対価格差でございます品種格差係数を乗じて、それぞれの品種の価格を求めてございます。乳用種の系列についても、和子牛系列と同様に求め、品種価格係数を乗じて乳用種と交雑種の価格を求めてございます。

なお、今回の改定に当たりましては、生産費指数につきまして、配合飼料価格安定制度追加補てんの停止に伴う生産費の上昇や、直近の物価動向を織り込むことといたしてございます。

2 ページを御覧ください。まず (P0)、農家販売価格でございます。(1)の基準期間につきまして、昭和58年2月から平成2年1月までの7年間の子牛及び乳子牛の農家販売価格をそれぞれ平均して算出してございます。ただし、和子牛及び乳子牛の農家販売価格は、基準期間の平均値から標準偏差1つ分を超えて低落あるいは高騰している月については、除外して計算をしてございます。

次に、生産費指数 (I) の計算でございます。(I) は、和子牛及び乳用おす育成牛の生産費をもとに算定をしてございまして、その要素となる (q0q1)、(p0p1) の計算方式につきましては、先ほど御説明をいたしました豚肉や牛肉の安定価格と同じ考え方で求めてございます。また、農家販売価格と同様に、基準期間を自由化前に固定しておりまして、自由化前の生産コストと価格算定年度のコストを比較して求めてございます。

なお、「乳用おす育成牛生産費調査」は平成元年に調査を開始したため、自由化前の生産費につきましては、平成元年から7年までの7年間の調査結果と「農業物価統計」に基づいて、基準期間の生産費をさかのぼって推計をしてございます。

また、生産費の項目のうち、和子牛については繁殖めす牛の償却費、乳用種及び交雑種につきましてはもと畜費、これはヌレ子価格でございますけれども、これがそれぞれの品種で異なった動きをしているため、品種ごとに算出をしてございます。

次のページをお開きください。(m) と (k) の計算でございます。(3) の市場取引換算係数 (m) と (k) につきましては、農家販売価格と市場価格の回帰関係から回帰式を求めて算出をしてございます。

次に、品質格差係数 (D) でございますが、これにつきましては、和子牛では自由化前7年間の和子牛 (黒・褐毛) 1本の市場価格と、黒・褐毛・その他の肉専用種のそれぞれの

市場価格との関係から算出をしてございます。交雑種につきましては、自由化前7年間の乳子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出をしてございます。

以上が、肉用子牛保証基準価格の考え方でございます。

次に、資料7-5を御覧ください。保証基準価格に関する数値につきまして、具体的に御説明をいたします。

1ページは飛ばしていただいて、2ページ目からでございます。2ページに、具体的に試算した数字を示してございます。試算した結果、黒毛和種は31万円、褐毛和種は28万5,000円、その他肉専用種は20万4,000円、乳用種は11万6,000円、交雑種は18万1,000円となっております。今回の算定の要点といたしましては、配合飼料価格安定制度の追加補てんの停止による生産コストの上昇に伴いまして、各品種とも前回算定に比べ、生産費の変化率を表す生産費指数が上昇した結果、全品種とも引き上げとなっております。

また、最近の物価の傾向として、麦、ふすま等が上昇しておりまして、それらの給与量が多い黒毛和種の引き上げ幅が大きくなってございます。

3ページ、4ページは農家販売価格（P<sub>0</sub>）でございますけれども、基準期間は牛肉の輸入自由化前の7年間、昭和58年2月から平成2年1月までで固定してございまして、30万2,660円となっております。

5ページ、6ページは、乳子牛系列の農家販売価格（P<sub>0</sub>）でございますが、牛肉自由化前の7年間としておりまして、16万7,246円となっております。

7ページでございますけれども、生産費指数（I）の計算を示してございます。分母の（q<sub>0</sub>p<sub>0</sub>）は、基準期間における生産費、分子の（q<sub>1</sub>p<sub>1</sub>）は価格算定年度、すなわち平成20年度に見込まれる生産費を表わしておりまして、（I）は基準期間に対する生産費の変化率を表わしています。（I）の計算結果は、黒毛和種が0.962、褐毛和種が0.951、その他の肉専用種が0.903、乳用種が0.688、交雑種が0.901となっております。

9ページ以下に算出基礎を示してございます。なお、配合飼料費につきましては、豚肉、牛肉の算定と同様に、今回の配合飼料価格安定制度の追加補てんの停止に伴います生産コストの上昇が適切に織り込まれることとなっております。

それでは、28ページをお開きください。28ページの3は、市場取引換算係数の計算結果でございます。市場取引換算係数は、子牛の販売価格と市場取引価格との関係から求めてございまして、(2)の試算にございますように、和子牛では $Y = 1.061X + 337$ 、乳子牛で

は  $Y = 1.070X - 7,572$  となっております。

4の品質格差係数につきましては、29ページの試算でございますように、和子牛グループから黒毛和種への品種格差係数は1.003、褐毛和種では0.933、その他の肉専用種では0.704、乳用種から交雑種へ分離する品種格差係数は1.177となっております。

以上が、保証基準価格の試算結果でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

#### 質疑応答及び意見聴取

○鈴木部会長 それでは、これで説明の方が終了いたしましたので、ちょっと時間は押しでございますけれども、12時まで質疑の方を行いたいと思います。

まず、これまでの事務局からの説明につきましての御質問に限って、つまり説明の中で、さらにもう少しここをお聞きしたいとか、確認したい点とか、わかりにくかった点とか、そういう点を含めて、そういう意味での技術的な質問等をまず出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。どなたからでも結構でございます。

では、そういう点はよろしいでしょうか。

どうぞ。

○近藤委員 極めて素人的な質問であつたら誠に申しわけないのですが、今回改定をするに当たっての飼料の高騰ということは、非常によく分かりますし、当然の動きだと思っておりますが、なぜ全部を見直して計算し直すのかというのが、極めて素人としては分かりにくい。例えば、今回は飼料ですけれども、もしこれがオイルであるとかほかの要因であるとかと変わってきたときに、もう1回その都度、全部（q）（p）の計算もし直して、見直してやるのですかという極めて単純な質問なのですが。変な質問だったらごめんなさい。

○鈴木部会長 では、今の点お願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長 今回の価格につきましては、全てを見直しているわけではございませんで、先ほど4つ項目が、生産費については（q0）（p0）（q1）（p1）と言いましたけれども、まず直近の（p1）のところを変えているということでございまして、前回の諮問

と（p1）以外の部分は基本的に同じでございます。

また、生産費の部分につきましては、前回2月の時点では、配合飼料価格の関係で4%ルールというものが施行されていた関係で、その部分は実質の農家の負担の部分を見ているわけでございますけれども、今回制度の変更に伴いまして、その農家の実質負担の部分が変わってしまうということなので、2月の段階では読めなかった、要は制度変更に伴うコスト増を織り込むとともに、燃料費等についても直近の物価に修正して計算をさせていただいたということでございます。

○鈴木部会長 さらに御説明ございますか。お願いします。

○平岩牛乳製品課長 ちょっと補足的に御説明いたします。

今、食肉課長から御説明あったとおり、今回、配合飼料についての補てんについての仕組みが変わるということで、それを契機といたしまして、酪農家の生産コストが大きく変動するので、改めて全てのコストについて直近のデータを用いて補てん金の単価を算定いたしておりますけれども、その際、期中で改定すべきかどうかということについては、法律にございますように、経済事情の著しい変動があった場合に行うことができるということになっておりまして、今回はそれに当たるという判断をして改定をさせていただくところでございます。

今後、また何か変動があった場合に改定すべきかどうかということは、やはり法律の趣旨に即して、例えば加工原料乳の暫定措置法であれば、再生産の確保という法律の目的がございますので、それに照らしまして経済変動が著しいものかどうかということを考えまして、必要があれば、もちろん今後も期中改定を行うことはあり得ることだというふうに思います。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、順番に向井委員どうぞ。

○向井委員 非常にテクニカルな質問で申しわけないのですが、先ほど価格等の算定をするのに、豚の場合は5年間、ピックサイクルを考えて5年間、肉牛の場合は7年間というような、かなり長期の期間が算定されているわけですが、現在のような非常に全ての情勢の変化が大きい時に、短期間に起こる時に、そういう5年、7年という期間というのは、今後もどのように考えていかれるのか、少しお伺いしたい。というのは、これだけドラチックに全ての条件が変化するような時代の中で、それは今後も妥当なのかどうかという



意味も込めてです。

○鈴木部会長 では、まず今の点についてお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉の計算の仕方につきましては、先ほど御説明いたしましたように、農家の販売価格に生産費の変動指数を掛け合わせて計算をしているわけですが、変化率をどのように求めるのかということで、分母のところに7年間なり5年間を置いて、直近のコストがどのくらいかかっているかで変化を見ております。食肉の場合には、経験上、今でも豚肉については約5~6年、牛肉についても7年ぐらいでやはり価格が上下をして、一定の周期を描いているわけですので、その周期を考慮して、平均的なコストというものが一体どこにあるのかというのに対して、当期のコストはどれだけの変化があるのかというので計算をしているわけですので、全ての情勢変化の部分につきましては、分子のほうで勘案をしているというふうに考えてございます。

○鈴木部会長 今の御説明でよろしいでしょうか。

○向井委員 はい。

○鈴木部会長 では、萬野委員お願いします。

○萬野委員 今回の各価格の改定のベースは、飼料安定制度の変更、4%ルールを外すというふうなことが最大の要因だと思うのですが、この資料でもいろいろあるのですが、実際、この4%を外した時点から、今年度の7月以降になると思うのですが、実質生産者の負担がどれくらい上がるかということ、配合飼料のトン当たりベースで農家の負担する価格がどれくらい上昇するのかということ、今後のことも踏まえて具体的な御説明をいただけたら、お願いします。

○鈴木部会長 この点について、御回答お願いします。

○釘田畜産振興課長 配合飼料価格の平均でございますけれども、現在の価格が5万2,300円というふうになっております。4%ルールがあった場合には、これの4%分が上昇することになりまして、約2,000円、7~9月期には実質農家負担額が上昇することになるわけなのですが、この4%ルールの適用を停止しまして通常のルール、すなわち過去1年分の移動平均との差額の補てんのみということにいたしますと、その分が追加されまして、合わせて5,050円ほどの負担額の増加になります。

したがって、今5万2,300円、この部分が、4%ルールがない場合ですと7~9月分は5万7,350円と、そこまで、5,050円ほど上昇いたします。

○鈴木部会長 それでよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間は余り残っていませんけど、引き続き 12 時までやりましょうか。

では、午前中で帰られる方もおりますので、富士委員お願いいたします。

○富士委員 済みません、私、午後退出してしまいますので、諮問案に関する賛否の態度も含めて意見を述べさせていただきます。

最初に諮問案についてであります。いずれの諮問案につきましても、配合飼料価格のたび重なる値上げに対応し、また 4%ルール改定ということに的確に対応して、こういう期中改定を実施するというのであります。諮問案については賛成をいたします。

ただ、今回算定に反映した配合飼料価格等の要素がさらに想定を越えて上昇するような事態になった場合には、改めて改定といたしますか、そういう必要な対策は講ずることが必要ではないかというふうに思います。

それから、直近ではブッシュル当たり 7 ドルを超えるようなトウモロコシ価格になっているというふうに見ておりますけれども、今後さらに飼料価格が高騰し続ける、または高止まりをするというような場合になった時におけます、その水準もあるのですけれども、新しい経営安定対策といたしますか、そういうものの検討も必要になってくるのではないかというふうに思います。そういう意味で、21 年度以降に向けた新たな対策というものの検討もこれからは必要になってくるのではないかというふうに思います。

2 点目が、転嫁の問題であります。基本的には販売価格に転嫁をしていくということが重要なわけですが、特に乳価につきましても、メーカーと指定団体の交渉で乳価の値上げ交渉をやるわけですが、なかなか川下への、小売段階への転嫁ということも含めてそう簡単ではないのが現状の実態でございます。そういう意味で、国が生乳生産コストの試算を出すというようなことをやるということで、メーカーと指定団体との乳価交渉がやりやすくするようにと、そういう生乳生産コストを示すということは、適正な相場観といたしますか、とんでもなくずれた相場ではなくて、適切な相場観でお互い乳価の値上げ交渉をやるという意味でも、そういう国の役割といたしますか支援が必要ではないかというふうに思います。

それから、川下における特売とか廉売とかそういう実態もありますので、そうした指導といたしますか、国の支援というものも、全体の環境整備、転嫁を円滑にするための環境整

備ということで支援が必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 つ目は、飼料用米でございます。こういう事態の中で、我が国の自給飼料生産基盤を強化していくということは極めて大事なことだというふうに思ひます。水田転作をしているわけですが、その中で水田を水田として最大限活用して、全体の食料安全保障にも寄与するという意味では、飼料用米というのは戦略的に国家戦略として位置づけて、今後5年、10年、こういう形で具体的な政策を展開していくのだということを示していただいて、現場の農家が安心して取り組めるような、ころころ変わらないで、5年、10年見通せるような形での国としての政策支援とか枠組みとかいうもの示していただきたいというのが3点目でございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの富士委員からの御意見について、事務局のほうからもコメントございませうか。

どうぞ。

○平岩牛乳乳製品課長 転嫁の関係で御意見をいただいたところでございます。乳価交渉の目安となるようなものとして、コストの状況について、数字を国の方から出すことが必要ではないかということだと思ひますけれども、おっしゃるような適正な範囲で価格転嫁をしていくということは重要だと考えております。そういった観点で、交渉が円滑に進むような形で、コストも当然でございますけれども、何か必要なものがあれば、それは客観的に出していきたいと思ひます。

ただ、その意味合いとしてちょっと気をつけなければいけないのは、基本的にはやはり民間の経済主体同士の交渉でございますので、その価格でなければいけない、そのコストに見合った価格でなければいけないとか、あるいはそれに足りないときには補償されるべきだと、そういう意味での指標ではないので、あくまで経済交渉をされる際の目安という意味合いで、できる限りのことはしていきたいと思っております。

現在、20年度の乳価についても再交渉ということで、各指定団体として文書で申し入れをするなどして取り組んでおられると聞いております。そういう意味では取り急ぎやりたいと思っておりますけれども、私どもとしましては、きょうは浅野委員まだいらして

ませんけれども、乳業サイドも酪農の現状の厳しさというものは認識をされておって、浅野委員なども常々、酪農と乳業は車の両輪だということでおっしゃっておるところでございますので、お互いに認識を共有しながら円滑な交渉をしていただければと思っております。

それから乳業の中でも、これは総合農協系、酪農協系あるわけでございますけれども、比較的生産者に近いメーカーという存在であるわけでございますので、私、ちょっと個人的な意見の部分もございましてけれども、ぜひそうした酪農家に近いメーカーには、特に積極的に交渉を進めていただければというふうに思っております。

また、小売段階への転嫁の部分でございましてけれども、やはり不当廉売等の法律に反するような行為があれば、これは厳に是正されるべきだというふうに思っております。そういった意味で、既に今も行っておりますけれども、公正取引委員会と連携を強化しながら、適正な取引が行われるような環境づくりというものは行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○本川畜産部長 今御指摘あったように、シカゴ相場は、きょうは7ドル、ブッシェルの単位で超えています。ここ3日間でちょうど1ドル上がったような状況であります。諮問していて恐縮なのでありますが、我々のこの試算は6ドル20セントぐらいの相場を前提に今御審議をいただいておりますので、正直申し上げて、この7ドル相場というのがどれぐらい続くのか、どういう展開になるのかというのは、正直、ちょっと予想できない状況であります。

まさにおっしゃるように、それが7ドルを超える状況が続くというような状況であれば、またいろんな見直しを検討しなければいけないようなことにもなると。これは村井委員にも後でまた御意見をいただければと思いますが、午前中の部では、ちょっとそういう時間はないのかもしれませんが、そこはまたそれとして、おっしゃるような御指摘も踏まえて、私どもはいろいろと柔軟なあらゆる方策を検討し、対応していかなければいけないと思っております。ただ、今の時点は、当面のこれから数カ月の間に調達されるトウモロコシの相場というのは大体見えているわけございまして、そういうものを前提にいろいろと御審議をいただきたいというふうに思っておりますので、御指摘は受けとめてまいりたいと

いうふうに思っております。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

さらにございますでしょうか。

○釘田畜産振興課長 それでは、飼料用米についての御意見をいただきました。今もお話のように、これだけ穀物価格が上がってくる中で飼料の自給率を向上させる、特に自給できる飼料穀物になる可能性のある飼料米への取組というのは、非常に重要な課題だというふうに思っております。ただ、飼料米を積極的に使っていくに当たりましては、やはり幾つかの課題があることも事実でございまして、1つはコストの問題。これは、まだまだこれだけトウモロコシの価格が上がってきても、価格差は恐らくまだ5倍前後あるのだらうと思います。これをどうやって埋めていくかということ。

もう1つは、従来、米をえさとして使っていくという発想が、これは日本だけではありません、世界どこでもございませんでして、米を家畜に恒常的にえさとして給与した実績というのは余りございませんでして、これを実際使っていこうとしますと、技術的にえさを与える際の留意点というのが、課題というのがいろいろ出てまいります。こういったことについても1つ1つ解決しながら、農家が安心して米をえさとして使えるような技術体系を確立していく必要があるのだらうと思っております。

このようなことにも十分対応しながら、いずれにしても畜産サイドとしては、将来、そういう安価な米がえさ用として安定的に供給されるようなことが実現されるならば、積極的にこれを使っていく必要があるという立場でございまして、当面これは、これまでも御説明しておりますけれども、えさ米の流通なり調整保管のための経費の補助という形で、あるいはそれを使った畜産物のPRあるいは食味テスト、そういったことを行えるようなモデル事業というのを用意いたしまして、これを全国展開して、えさ米の利用の可能性を広げていきたいという取組を現在行っているところでございます。

これを、先ほどのお話のように、5年、10年先を見越した長期的な計画、あるいは「国家戦略」というお言葉もありましたけれども、そういうふうに位置づけていくということでございますが、そういうことになりましたと、これは畜産サイドだけではなかなか解決できない、水田農業、日本の農業全体をどうするかという大きな問題になりますので、これにつきましては、今後、引き続き農林水産省全体として議論を深めていくということになるのだらうというふうに思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

そしたら、午前中で帰られる委員の方に御発言いただければと思いますが、秋岡委員お願いいたします。

○秋岡委員 済みません、私も午後は退席させていただきます。

今回の諮問の答申の内容については、御説明いただいた案で異議はありませんということ、まず最初にお伝えしておきます。

意見としましては、先ほどの富士委員の意見と本当に重なるのですけれども、こういう飼料マーケットの情勢もありますし、畜産農家の方が、後継者の若い人も安心して家を継ぎたいと思うとか、そういう仕事をしたいと思うとか、設備投資もやろうと決意できるような、先のことを安心して経営していけるような情報提供を行っていただくこと。また、これからかなりいろんな変化が起こると思いますけれども、それに対応できる柔軟なシステムへの取組みたいなものが農水省の側にあるということ、十分生産者の方に伝えていただければと思います。

今はお金を出して買える時代から、そのうち、出せないほど値段が上がってしまうとか、場合によっては、ほかの魚などと同じように、物はあるのだけど日本にはだれも売ってくれないような状態になることも、やはり農家の方は大変心配されていると思いますので、そういうことについても、飼料米ですとかあるいはエコフィードとか、周辺からいろいろな対策がとられていると思いますが、そういうことについて生産者の方にお伝えいただくと同時に、消費者の方にも分かりやすくそれを伝えていただく。恐らく消費者のほうも、だんだんこういう農家の経営が厳しくなってくると、安心だ、安全だと思っていたことの担保が、厳しい経営環境の中でどれだけ担保されるのかということ、不安がる声が上がってくると思いますので、そういう情報の提供については、引き続きお願いしたいと思ます。

これは、今日本全体にかかわることですけれども、こちらの資料3の5ページのところに、「財源の確保が必要」という言葉があります。仕組みはあるのだけれども、ない袖は振れない、お金がないということがいろんな分野で今の日本は起こっていますので、いい制度をつくることも必要ですが、財源の確保について、なるべく早い時期からいろんなケースを想定して、農水省の方でいろいろ案も作っていただくということ、この場をお借り

してぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 御意見ありがとうございます。

それでは、恐縮ですが、ちょうど12時を回りましたので、午前中はここで1度休憩に入らせていただきまして、食事を挟みまして、1時から再開させていただくということでお願いしたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

午後0時2分休憩

午後0時58分再開

○鈴木部会長 それでは、皆さん既にお揃いですので、1時にはまだ少しありますが、部会を再開させていただきたいと思います。

なお、今回も浅野委員の御厚意によりまして、明治乳業さんから牛乳を御提供いただいておりますので、最初に御紹介させていただきます。ありがとうございます。

それでは、午前中も少し質疑を進めさせていただきましたが、これから午後1時50分を目処にしまして、質疑応答及び意見聴取をさせていただいて、その後、各委員から諮問に対する賛否をお願いしたいと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、御意見をお願いいたします。

村井委員どうぞ。

○村井委員 飼料工業会の村井でございます。本日は6月12日、ある意味では記念すべき日で、トウモロコシが今の時点で7ドル13セント、7月ぎりですけど、9月ぎりで7ドル30セント。まさか7ドルを超えないなんて思っていたのですけれども、非常に厳しい相場が出ています。

こういう厳しい話で暗くなってもいけませんので、最初に、実は技術の開発というのはすごいものだなというところがあって、今年の1月から3月にかけて、農水省の皆さんの御努力でサーコウイルスのワクチンが解禁になって、豚由来の血漿たんぱくが解禁になった。ちょうど5月ぐらいから、サーコの事故率が高い農場は、実は事故率半減しています。

また、豚由来の血漿たんぱくを使って、離乳後1週間だけ——これは1週間しか効果がないのですけれども、1週間だけは発育が1.5倍になっています。かなり事故率が養豚場で改善されております。改めて技術の領域というのは、日本の畜産業界において生産性を向上させる非常に大きな意味があるというふうに思っております。

目線を変えますと、自給率を向上させるためにエコフィード、ここに力を入れていくということなのですが、実際にエコフィードを作るときに、ラインで分別するところにたくさん人がついて、いわゆるプラスチックをとったり箸をとったりなんかやっているのですね。ここにまだまだ技術開発の余地がたくさんあるはずです。もしこれが分別できる機械ができれば、エコフィードのコストも下がってくるし、利用率も上がるのではないかなど。

我々配合飼料メーカーは、実はエコフィードは、いわゆる品質と栄養価、量と価格、これが安定していれば、喜んで使うことができます。一番の問題は、実は配合飼料に使いこなせるエコフィードそのものがない。ですからエコフィードは、どんどん残さとして捨てないで飼料原料になるような技術開発、ここに今後とも予算の投入等々をお願いしたいなというふうに思っております。

同じ意味で、飼料米もまだまだ戦略的な国家戦略としての余地はあると思っておりますけれども、この飼料米についても何点かの課題は、多分種子という問題での技術開発、労力をかけることによってコストが高いという、いわゆる労力のかけ方、ここに対する技術開発等々含めて、どうも日本の自給率を上げるための一番の早道は、技術開発ではないかなというふうに思っております。農水省の皆さんにおかれましては、その辺のところにも今後とも注力していただきたいなというふうに思います。

変わりまして今度暗い話で、我々配合飼料メーカーも、昨年の下期から赤字経営に入りました。今のシカゴ相場のもを使っていくと考えれば、7月はずっと赤字になるなと思っております。実は去年の今ごろから、鶏卵の取り扱い問屋、中小の問屋さんがかなり倒産し始めました。小さな食肉の問屋さんが倒産し始めました。養鶏業界が倒産して、酪農家の廃業がたくさん出てきています。何でこうなるのだろうというふうになりますと、実は畜産業界と関連会社、一番余裕のないところから倒産と廃業が始まるのです。当たり前のことですね。我々配合飼料メーカーも実は余裕がなくなりました。配合飼料メーカーも余裕がない、もちろん生産者の方々も非常に大変だと。かつ、国もお金がないという中において、この時期をどうやって解決するかということになると思っております。



1 点目は、基金の問題については、やっぱり財源不足の中で何とか基本補てんは継続したいという思いはありますけれども、この財源問題については、ちょっと異常基金の今後、来年度以降の仕組みのあり方、これについてはもう1度御検討を願いたいなど思っております。実は通常基金もそうなのですけれども、4年間契約で、もし補てんがなくて財源が余ったら、無事戻してあるのです。ほかの基金も、地域に行くと卵価基金も、実は無事戻しがあります。今7ドルのトウモロコシになっていますから、これから未来永劫、8ドル、9ドル、12ドルまで上がるだろうってみんな思っているはずですが、天候相場が今7ドルになっていますけど、どっか高いところでの均衡点にトウモロコシの価格もいくと思っています。そのときになると異常基金というのは、ある意味ではそこで必要なくなっちゃうのですね。

そういう意味で、今回、通常基金の財源不足をお借りするとしていますね。少なくとも民間企業で、例えば60億積んでいる分の無事戻しがもしあるのだったら、それが返済財源として使用可能とか等々含めて、異常基金のあり方、運用の仕方、もう1回知恵を使ってみていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、最後は価格転嫁、どこの国でも、アメリカでも中国でも畜産物の価格はみんな倍になってきています。日本はまだ追いついてない。これは行政の方々が、公正取引委員会の方々の協力を得ながらいろんな論議は進めていますけれども、最終的には自由経済の市場主義の国ですから、行政は何ができるかという、ひょっとしたら強烈なメッセージだけかなと思っています。その強烈なメッセージの出し方。先ほど富士委員から、やっぱりこのぐらいでないと日本の畜産は崩壊しますということも含めて、また公正取引委員会の出動の場もあるのだよということも含めて、やはり強烈なメッセージを特に販売店側にどうやって出せるのが一番いいのかなと、この辺の知恵の使い方も加えてお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

では、浅野委員をお願いします。

○浅野委員 日本乳業協会の浅野でございます。午前中、所用のため欠席して、申しわけございませんでした。お昼休みに諮問資料を見させていただきました。そういう中で、意見なり要望なり3点ばかりお話しさせていただきます。

1つは酪農経営の安定対策、この諮問のことです。4月以降も、今、村井委員の方からもお話ありましたように、飼料や燃料価格が高騰し続けまして、酪農家経営が大変厳しいことはよく分かっております。乳業の経営も、物流費や包材費などが上昇していき、同様に厳しい状況にあります。しかし、健全な酪農経営があって初めて乳業というのも成り立ちますので、諮問にありました加工原料乳補給金単価の期中での改定とか、あるいは酪農の生産性の向上や自給飼料生産の拡大の推進などの酪農経営安定に向けたあらゆる取組は、ぜひとも進めていただきたいというのが第1点であります。

第2点は、乳価あるいは牛乳の小売価格の件の状況と取組でありますけれども、先ほども言いましたが、飼料価格の高騰により酪農家が大変だということもございまして、乳業界は30年ぶり、この4月1日より乳価の改定、卸小売価格の改定へ取り組んでおります。現在の各メーカーの状況は、現時点でさまざまです。卸価格、小売価格も含めまして全部改定済み、いわゆる価格改定をしているところもあれば、そうでないところもありまして、ばらばらの状況が現在の実態かなというふうに見ております。そういう意味で、いまだ牛乳の価格を改定した影響というのですか、それが消費にどのように影響しているのか、現状では判断がつかないのが実情でございます。

このような状況の中で、さらなる飼料価格の高騰もありまして、国内生乳生産基盤の維持のためにも、乳価の再値上げというものが、要請等が私ども乳業メーカーにもまいてあります。それは十分承知しているところでございます。ただ、3年以上にわたります飲用牛乳の消費の減退、不振という中で価格改定というのは、それに拍車をかけるおそれも否定できないところでございます。

したがって、これから牛乳も最需要期であります。この夏の動向というのもよく見きわめた上で、乳業としては次の行動に移りたいなというふうに考えているのが現状でございます。

3点目は、話題を呼んでおりますバターや何かのことについて、ちょっと御説明をさせていただきたいなと思います。昨年の猛暑で生乳生産が計画水準まで伸びなかったこと、これは皆さん御承知のとおりで、一方で海外の乳製品価格が大変高騰いたしまして、国内のチーズや生クリーム需要が増えまして、現在、乳製品需給は逼迫しております。このため、家庭用や業務用のチルドのバターが品薄となっております。消費者の方々には御心配をかけ、また御迷惑をかけているところで、申しわけなく思っているところでござ

ございます。特にバター不足につきましては、本年度増産型の生産に各メーカー取り組んでおきまして、一方、農畜産業振興機構でも本年度のカレントアクセスを前倒しで取り組んでいただいているところでございます。

当面の対応として、乳業4社、バター製造の大手4社が協調して、チーズ向けの生乳を一部バターに振り向けるなどして、家庭用バターと業務用冷蔵バターの増産に現在もう取り組んでございます。必要な時期に原材料である乳製品を提供しないと、お客様を失うこととなりますので、乳製品のマーケットが縮小しないように、我々としては増産に全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。生産者の方々には、引き続き生乳生産の拡大をお願いしたいというところでございます。

それでもなお見込まれる不足につきましては、農畜産業振興機構によります輸入を、時期を逸することなく実行されるよう政府に対しお願いをして、私からの意見等を終わらせていただきます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

ほかに。

お願いします。

○杉本委員 食肉市場協会の杉本でございます。

今般の論議は、余り食肉市場には直接影響はないような気がするのですが、回り回って最終的には、皆様方の畜産を我々市場として販売するという市場なのでございますけれども、昨今、O157並びにBSE発生以来、本当に食肉需要は減っております。またこれに加えて、昨今、中国、ロシアの富裕層が日本の和牛のおいしさを知ったわけですね。そして、いろいろとルートを使って輸出をしておるところでございますけれども、先般、大阪の業者が中国の当局に検挙されまして、多数のロースが返品を食らいまして、かなり大阪の冷蔵庫には山積みになっております。ですから、上位部門の和牛も、これから少し値段が下がってくる。確かに子牛市場では、和牛は40万を切っておるというような状況でございます。

我々市場としましても、流通段階では何の公的援助もいただいてないのですが、生産者段階では統制企業のような販売をせよとよく迫られるのでございますけれども、我々市場流通としましては、資本主義の線にのっかって、いかにすばらしい商品を消費者

の方々にお売りしたいかということで頑張っておるのですけれども、なかなか食肉需要が伸びてこない、本当に困ったような状況でございます。どうぞこういうのを踏まえて、農政畜産行政をもう少し見直していただきたい時期に来ているのではないかと我々流通段階では思っておるところでございます。

以上、お願いばかりで申しわけございませんけれども、意見として述べさせていただきます。以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

萬野委員どうぞ。

○萬野委員 肉牛生産の生産者からの意見ということで、お願いを幾つか述べさせていただきます。

最近、毎日、シカゴのトウモロコシ相場をインターネットでチェックしながらため息をついているというふうな状況で、先ほど来、7ドルを超えたというふうなことで、また今後、配合飼料が幾らになるのかなというふうな不安でいっぱいです。そういった状況はやはりいろんな要素があって、市場原理で価格が上がっていくということも否定できないと思いますので、その中で、我々なりに何を今後すべきかというふうなことを、最近生産者仲間と考え、議論しております。

もうずっとこの部会でも、農林水産省の方からも方向性は示していただいている国産粗飼料の自給100%化、また国産飼料原料をどうするのかということ等も、食品残さ、エコフィードをどう使いこなすかというふうな、これに尽きるかなというふうに考えております。国産粗飼料を最大限有効に使う場面というのは、以前から言われていますけれども放牧繁殖、放牧酪農ということで、本来、牛は草地に放されて、牛が自分で草を食べるといふふうなことだったと思いますので、そういった原点に戻る必要があるかなというふうなことを考えております。

その中で、そういうふうに我々なりに努力するにしても、幾つかやはり問題があります。放牧草地がどれだけあるのかというふうなことも、現実問題なかなか難しいですし、前々からいろいろ取り組んでいただいている公共牧場等の開放等もまだまだ不十分ですので、その辺もできるだけ生産者が使えるような形で推進をお願いしたいと思っております。

また、まだまだ未利用の土地があるのですけれども、なかなか流動化にならないという、農業委員会なり農地法上のいろいろな問題もあると思うのですが、そういった流動化をよ

り一層進めていただきたいというふうに思っております。

もう1つ、もともと原点なのですが、生産者も久しく放牧繁殖、酪農を経験してない世代の方がたくさんおられますので、その技術的なサポートなりモデル牧場等、そういう技術情報の伝達を何とか推進していただきたい。その1つの中心になってやっていただきたいのは、やはり農林水産省の関連団体の家畜改良センターなり中央畜産会が中心になって技術サポートなりを強力に進めて、どんどんそういった放牧畜産のほうに進めるような対応をお願いしたいと思っております。

あと、飼料原料の穀物、国内の飼料用穀物なのですが、先ほど来、飼料用米はもうお話が出ましたので、これもどんどん進めてほしいと思っております。

あと、もう1つエネルギー系でいいますとデントコーンサイレージ、デントコーンがやはり考えられると思うのですが、今現状、北海道を中心に増産は進んでいるのですが、まだまだ担い手不足とか、あとまた地域によっては品種等のマッチングがうまくいかないの、なかなか収量がとれないとかいうふうな問題もありますので、そういった部分も、デントコーンの生産組合の育成とか、またデントコーンの品種改良等も強力にサポートをお願いしたいと思っております。

あと、エコフィードですが、何度もこの部会でもお話しさせていただいているのですが、牛の場合は動物由来のA飼料の認定がかなりのハードルになっていますので、簡単にわかるガイドラインを早急に出していただきたいということと、できましたら、もう1度A飼料の上限を見直していただいて、できるだけ緩和できるものは緩和いただけたらなと思っております。

もう1つなのですが、食の安全との絡みがありますのでなかなか難しいとは思いますが、いかに少ない粗飼料で――生産性を上げるというか、飼料要求率を小さくするという技術も取り組むべきかなと。科学的なアプローチで、飼料を肉に転換するための生産性を上げるアプローチもやっていただけないかなと。やはり裏腹の面としては食の安全の部分がありますので、そこはきっちり担保した形で、もっと効率のいい生産ができるような対応をお願いしたいと思います。

あと、最後なのですが、なかなかこれだけ環境変化がありましたら、きょうも子牛の価格の変更をしていただいたりしているのですが、子牛の価格の変動とか経営上の変化がかなり大きいので、今後、繁殖肥育一貫とか、酪農の方も酪肉複合とか、今ま

でと違った枠組みで経営をしていかないと、なかなか耐えていけない環境になるのではないかなというふうに思っています。

そういった意味でも、一貫経営するためには経営的な資本、要するに資金の問題とか、そういうふうな問題がまた出てきますので、そういった導入資金等の経営対策も今後検討いただけたら、この厳しい環境変化に何とか耐えられるような生産者を育成できるのではないかなというふうに思っていますので、幾つか述べた点の検討をお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

そしたら、飛田委員の方から御発言いただいて、そこで一区切りさせていただきます。

○飛田委員 私の考えを述べさせていただきたいと思ったところ、萬野委員から自分の考えをほとんど述べていただきましたので、まず端的に、先ほどからお話がごさいますように、えさの高騰をしっかりと踏まえた中で、私も生産現場の一人として、期中における補給金の価格改正、あるいは他の関連に対する期中の改正についても、提案をいただいておりますように、ぜひ推し進めていただきたい。

もう1つ、今、萬野委員からありましたように、私も生産現場の一人として、今まではどうしても価格の問題あるいは使い勝手というようなこともあって、濃厚飼料に大きなウエイトを置いた飼育体系をとってきたということを反省しながら、こういう現状を踏まえて、お話にありますように、自給飼料の自給率をどれだけ上げるかという状況をみずから作り上げていきたいととらえております。私は北海道ですけれども、今お話ありましたように、飼料用コーンをしっかりと増産をし、あるいはサイレージ化し、利用価値をどう高めていくかということと合わせて、どうしてもコーンが作付できない地域もありますから、こういう地域に対して、栄養価の高い牧草をどう経営の中に取り込んで、濃厚飼料に代わる体系を作っていくかということを大事にしていきたいというように思っておりますので、ぜひそのことについて御支援を賜ればというように思います。よろしくお願ひします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで一区切りさせていただいて、事務局の方から、これに対するコメントをお願いしたいと思います。

では、お願ひします。

○釘田畜産振興課長 それでは、えさの関係で幾つかありましたので、簡単にお話しした

いと思います。

まず、エコフィードなり飼料米の利用について、配合飼料会社としても関心を持っているし、それに対する支援措置というお話がございました。我々、エコフィードにつきましても今年度の新規の事業もございまして、配合飼料原料として利用量を飛躍的に伸ばしていきたいということで予算措置もしております。こういった事業を使いながらそういう取組を増やしていただきたいと思いますが、なお足らざる点があれば、事業上の工夫というのも今後考えていきたいと思っておりますので、また現場の御意見とかもよくお聞きしながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、異常基金の無事戻しがあった場合というような御指摘もありました。今直ちに、分かりましたということではないのですが、従来余り考えたことのなかった御指摘だったと思っておりますので、ぜひ検討させていただきたいと思っております。どのような対応が可能なのか、まず勉強させていただきたいと思っております。

それから、萬野委員、飛田委員からは、自給飼料生産に関してたくさんの御指摘をいただきました。まず、放牧利用につきましては、まさにお話のとおりでございまして、私どもも施策の上でもこれを強力に推進したいということで、いろいろな専門指導者の養成ですとか、もちろん放牧に要する資機材に対する補助、あるいは公共牧場を活用した大規模な繁殖生産、数々の対策を用意しております。現に、従来放牧がほとんどなされていなかった地域で、小規模ながら放牧に取り組む事例というのが数々増えてきているというふうに認識しております。まだ放牧頭数とか放牧面積で飛躍的に伸びるところまではいっていないのかもしれませんが、今のようなえさ高という状況もございまして、今後、この放牧への取組というのはますます増えていくでしょうし、私どももそういった取組を支援したいというふうに思っております。

それから、デントコーンサイレージの対策も、今般の飼料高騰への対策として、緊急対策ということで10アール当たり1万2,000円、耕作放棄地等へデントコーンを導入される場合に、そういった助成策も講じているところでございます。

デントコーンの生産組合の育成といったようなお話もございました。特に北海道あたりでは、コントラクターというような組織がありまして、生産作業あるいは収穫作業なりをそういった組織がやっていらっしゃると思いますので、恐らくコントラクターという取組の中で、デントコーンの生産を共同でやるといったような取組は可能なのではないかと思います。

あるいは、それがもう一つ発展すれば、TMRセンターといったような優秀な事例もありますので、恐らくそういった取組の一つのバリエーションなのかなというふうに思っておりますけれども、これも、もしもっと違った観点というのであれば、また勉強させていただきたいというふうに思います。

あと、コーンが作付できない地域、特に宗谷、根釧は、豆科牧草を導入して、できれば配合飼料の給与量も減らしながらといったような飼料給与方式というのが、今後ますます重要になってくると思っております。これももう現に、上手に豆科の牧草を組み入れてやっていらっしゃる経営もあるというふうに我々も聞いておりますので、そういった事例の紹介もしながら、また支援措置としても、現在でもそういった豆科牧草への更新への助成というのがございますけれども、不十分な点があれば、またそれについても検討させていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、またいろいろ地域、地域の取組をよくお聞かせいただきながら、どういった工夫が可能か検討したいと思っております。

○鈴木部会長 お願いします。

○境畜水産安全管理課長 萬野委員から、エコフィードのA飼料の要件緩和等の御要望がございました。A飼料というのは反芻動物用飼料ということでございまして、現在、飼料安全法に基づきまして、乳製品とか卵を除く動物性たんぱく質の混入は避けるという規制をかけさせていただいております。これを緩めるということは、今のBSE対策に支障を生ずると現時点では考えております。

OIEコードにおいては、BSEの無視できるリスク国になるためには、有効な飼料規制が行われており、かつBSE患者が生まれて11年たつということが必要になっております。今、35頭のうち一番若いのは14年1月生まれ、9頭目のものでございまして、11年後といいますと、25年1月になればその要件を満たすということになりますので、私どもとしては、少なくともそれまでは何とかこの飼料規制を有効に行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のものは、牛以外には全部利用できる形になっておりますので、よろしく対応させていただきたいと思っております。

また、食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン、これは18年に出しておりますけれども、非常に分かりにくいということ、萬野委員から再三御指摘をいただいております。



ります。これは畜産部のほうで、分かりやすいパンフレットを今作っていただいているというふうに聞いておりますので、排出元にもきちっと分別していただけるように、協力しながら指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

はい。

○渡邊食肉鶏卵課長 杉本委員の方から、牛肉の需要がなかなか伸びないというお話がございました。牛肉に関しましては、従来から各地でもブランド化や何かの取組が進められておりまして、そういう動きは非常に重要だと考えてございます。役所としては、これに資するというか、消費者への情報提供がメインなのですけれども、和牛に関しては表示について、ちゃんとした和牛についてだけ和牛というので表示をしていただくようにというガイドラインを作ってやっている動きもございますので、特に黒毛、高級部位の方の需要の増進が図られればと思っております。

また、黒毛以外も、乳用種ないしは交雑種に関しましては、今年度から地域ブランド化の推進に向けて、これは農畜産業振興機構の事業ですけれども、需要の構造改善対策の事業がございまして、また産地交流会だとか意見交換会ということで、消費者の方々と産地との理解醸成のための取組への支援だとか、そういうのを進めてございますので、そういうことで総合的に牛肉の需要拡大を図っていきたいと考えてございます。

○鈴木部会長 では、お願いします。

○徳田畜産企画課長 先ほど萬野委員から、繁殖肥育経営の一貫経営という御指摘がありました。私どもとしましては、繁殖肥育一貫経営につきましては、肥育のもと牛が確実に確保できる、また市場手数料とか運賃の削減、その際の子牛の損耗防止とか、あるいは子牛の飼育直しをしなくて済むとか、そういうコスト削減にも資するというところも思っています。

また、経営方針に合致した系統子牛の選定とか、あるいは肥育データをバックしての繁殖めす牛の改良にも資するというところで、ひいてはブランド化による有利販売とか、そういうことでもメリットがあるということで推進しているところでございます。

このような繁殖肥育経営への移行につきましては、繁殖経営農家が肥育部門を取り入れたり、あるいは逆に肥育経営部門が繁殖を取り入れたりとか、さらには地域内で役割分担、

連携をした、地域で一貫体制の構築とか、いろんなパターンがあると思っております、それぞれのパターンに応じまして――今、私どもとしては肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業を実施しております、経営内一貫生産方式の導入とか、あるいは繁殖肥育の計画的な導入、あるいは地域内の保留等のいろんなパターンに対し助成しているところでございまして、今後とも支援してまいりたいと考えております。

○鈴木部会長 牛乳課長お願いします。

○平岩牛乳製品課長 浅野委員と飛田委員から経営安定の観点で御意見をいただきましたけれども、本日諮問させていただいております補給金の期中改定と合わせて、自給飼料の生産拡大をはじめとした生産性向上への取組に御支援をするような形で、配合飼料関係の補てん停止部分の影響額を念頭に置いたような、ボリューム感を持って経営安定対策を講じていくべきではないかというふうに考えております。

それから、浅野委員からバターの関係で御指摘がございましたけれども、受けとめさせていただきまして、国といたしましても、生産あるいは消費の動向を注視しながら、必要な対策を時期を逸することなく講じていきたいというふうに思っております。

なお、これも浅野委員から言及いただきました乳価の交渉の関係でございすけれども、午前中の富士委員からの御意見との関係でも申し上げましたけれども、私どもといたしましては、厳しい状況について、生産者サイド、乳業サイド、認識を共有していただきながら円滑な交渉を進めていただければというふうに思っております。そのために必要なデータ等、国としても必要があれば御提示したいと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員どうぞ。

○阿部委員 乳牛の技術的なことについて、ちょっとお話をしたいと思います。

今、本当に酪農家の方は大変なわけですが、きょう午前中、今までお話があった施策的なことと、もう1つは、先ほどありましたけど、酪農経営の技術をしっかりやって、無駄な出費をしないというようなことが相まって行われなくちゃいけない。ところが、後者についてはどうかというと、農業新聞などに出ているように、もう努力の限界だというような話があります。しかしながら、努力の限界というのはお一人でやっておられるから大変なので、これはもう少しやりようがあるのではないかなという、そこら辺のことについて

簡単にお話をしたいと思うのです。

私、いろいろ酪農家の皆さんの調査などして、その経験からいきますと、例えば消化器障害の疾病を減らすだとか、繁殖成績をよくするだとか、飼料効率を高めるとか、飼料の質を向上させるとか、エコフィードをうまく利用するといったようなことで、まだまだいわゆる収益性の向上の余地は、十分に僕はあると思っております。実質、そういうことをすることによって、いわゆるエンカレッジしていかれるというような層も非常に多いのだというふうに思います。少し技術的になりますが、そういった課題は何と関連しているかというと、日常の栄養管理ということと非常に密接に結びついているというふうに考えて間違いありません。それについて、繰り返しますが、酪農家個人の力ではなかなかできないというところに隘路があって、そして無駄な出費をしているというところがあるのではないかというふうに思います。

話は転じますが、一方、人間の世界ではそれはどういうふうな状況かというと、最近、人間の医療の世界では、栄養サポートチームというのが地域的にどんどん拡大して行って、異業種の人たちがそういうチームを作りながら地域医療に貢献しているというようなことがある。それで、メタボリックシンドロームだとか高齢者の障害ということに地域として対応しているということがあるようです。こういったような栄養サポートチームというのが酪農にもできればいいなというふうに実は考えていて、その対応によって、随分これは変わっていくのではないかというふうに思います。

しかしながら、そうはいっても、例えば共済の先生と飼料メーカーの方とJAの方と普及所の方と一緒にやりなさいよというふうに呼びかけても、なかなか簡単にはいかない。じゃ人間の世界でどうしてそういうことになっているかといいますと、ちょっと最近勉強したのですが、医療費の改定の中で、入院医療費の中に栄養管理実施加算というのが2006年にできたのだそうです。そういう栄養管理実施加算というのができたことによって、地域の中に栄養管理サポートチームが異業者のチームで出てきて対応している、そういうことがあるようです。

ですから、それを酪農の世界に引っ張り込むというわけではありませんが、もしも、いわゆる獣医の医療費の診療費目の中にそういうようなものが新設されれば、それが一つのインパクトになって、そういうチームの結成が進むのではないかというふうに思っています。今の獣医療費の中にそういう項目がもしあるとすると、それは現状見えていますと、も

う少しそれをうまく活用してやっていけばいいなというふうに思っていますが、そこまで私は調べておりません。

いずれにしろ、繰り返してお話ししますが、要するに施策ということと経営の技術というのが相まっていかなないと、直近・中長期的な酪農の健全な発展というのではなくて、この前も言いましたけど、それがなければどんどん酪農家間の技術格差が開いていって、それが酪農の減衰に直結するというようなことが考えられますから、何とか地域での栄養管理を含めて、そういう技術の支援のチームというものを作るようなきっかけを、霞が関の先生方、行政の方に知恵を働かせて作ってもらえば、それが大きなインパクトになるのではないかなというふうに考えております。お願いです。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

そのほかに。

では、堀江委員お願いします。

○堀江委員 養豚生産者として、一言意見を述べさせていただきます。

先ほど村井委員の方からお話ありましたように、3月から農水の方の特段の配慮をいただきまして、サーコワクチンの解禁ということで非常に事故率が減っております。これは本当に私たち生産者にとっては、今までにない喜びだと思っております。ただ、これが秋口になって出荷が始まる頃になったら、ちょっと価格の方で心配かなということではありますが、私どもといたしましても、やはり今のえさ高という問題は避けて通れない問題でありまして、この飼料価格安定制度につきましては、先ほどからお話ありましたと同じでございますけれども、異常補てんと通常補てんをうまく合算した方法で補てん施策ができないのかなというような考えを持っております。

それから、経営安定対策でございますけれども、これにつきましては、私、2月のときに、どうしても安定基準価格を100円上げてくれよというような話をしたと思うのですが、やはり今回の緊急追加対策の中でも、そこまではいかなくても、多少なりともそういう点もこの飼料高という中で見てもらえたのかなということでは、大変評価をしております。ただ、金額的には、もう少しアップしていただきたかったなという感じはしております。

あと、私どもは生産コストの低減ということで、いろいろと経営の中ではやってまいっているつもりでございますけれども、そのほか前々から要請しておりますように、外部的

な屠場問題、屠場経費の問題、あるいは検査料の問題、そういう私たちが手を出せないと  
ころのコストがすごくかかっているわけございまして、そういうのも、これから民間の  
方々の導入とかそういうことも入れながら、生産コスト、また屠場のコストの削減につな  
がるような方向性がないのかなということ、これから農水と厚生労働の方ともいろいろ  
な意見調整をしながらやっていただければありがたいと思っております。

最後に、先ほどから牛のほうで話が出ていますように、飼料米の問題でございませ  
ども、これはこの場ではなくて、さっき全農の富士委員がおっしゃっていましたとおり、  
これは長期的な問題で、日本全体的な食料事情あるいは飼料問題の中で論議していただ  
かなければ、一過性のもので終わっちゃうのではないかなというような気がいたします。飼  
料米と、ここでこれだけ書いたことは、10 アール当たり幾ら出しますよと書いてありま  
すけど、書いてあることは簡単なのですけれども、実際、私どもが飼料米をつくって、じゃ  
それを一般のお米と分けて、どのような保管をして工場に持っていくか、工場でどう  
いうことをしたらいいのだろうか。そして、それがまた生産者まで届く間に——今、燃料  
もかなり値上がっております、そういう輸送コストの問題がかなり私どもには響いてきて  
いるわけでございます。

エコフィードに関してもそうでありまして、エコフィードが市場メーカーさんの工場に  
入り、そしてまた生産者に届くまでには、その間にかなりの量のエネルギーを使うわけ  
でございます。エコフィードにつきましては、緊急増産対策事業ということで新しい事業も  
組んでもらっておりますし、今回また価格が低迷したときに、配合飼料を削減した分だけ  
ということで新たな措置をとっていただいたことは大変ありがたいわけでございますけれ  
ども、一方、今非常に畑作地帯では市場出荷できないもの、特にイモ類が多いのですけれ  
ども、でん粉工場が閉鎖されているところはかなり増えてきております。そういうところ  
で、くずになった、市場に出荷されない農産物残さといいますか、そういうものがかなり  
ありますので、そこら辺も今私ども、エコフィードの工場でそれを飼料化ということでや  
っております。そういうことについても、この飼料米と同じような対策の中でやってい  
ただければ大変ありがたいと思っております。

今回の緊急追加対策につきましては、本当にありがたく評価しておるところございま  
すけれども、先ほどお話ありましたように、トウモロコシが7ドルを超えているというよ  
うな状況でございますので、これからまた、この対策が終わるのは来年の3月でございま

すので、その間にもどのような変化が起こるかわかりませんので、その時々に応じてやはり幅広く対応できるような、また追加対策というような形で何か出てくるような問題もあると思いますので、その辺の施策も十分とっていただきたいと思います。お願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

近藤委員。

○近藤委員 意見ということでちょっと申し上げたいと思いますけど、午前中、秋岡さんがおっしゃっていましたが、ある意味では今、飼料の高騰であるとかオイルの高騰であるということが、一般消費者にとって、自分たちが毎日食べているものにどれだけのコストがかかっているかということを認識する非常にいいチャンスでもあるというふうに、楽観的に思ったりすることもできるのかなと思います。

例えば「肉」という言葉を思ったときに、畜産農家の方は牛や豚を思うわけですし、私たちは、スライスして、カットしてスーパーのトレーに乗っている食肉を思うわけですね。そのギャップがものすごく大きい。それをどうやって縮めていくかというのが、もしかしたら今はものすごくチャンスなのではないかなという気がしております。

今、午後いろいろな方がお話しになった中で、例えば米の飼料化であるとか、出荷前の農産物の飼料化であるとか、放牧の草の改良であるとか、そういうところでもっともっとフードチェーンを短くする形での技術開発というのがもしできれば、それこそ自給率の向上にも即つながってくるわけですし、その辺について、コストをいろんな形でかける方法あると思うのですけれども、ぜひそのところで、フードチェーンを短くする形でコストをかけて技術開発ができれば、それこそ10年、20年、30年先の国土を守るということにもつながってくると思いますので、ぜひそういう取組をしていただきたいし、そういう取組をするのだということを、ぜひ消費者に広く伝えていただきたいなというふうに思います。

例えば神田さんにしても、私にしても、上安平さんにしても、消費者側の立場の人間とすれば、そういうところで幾ばかりでもお手伝いできれば、こういう委員会に出たことが大変ラッキーだなと思えると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大藪委員。

○大藪委員 今まで、いろんな方たちが酪農業の現状、畜産の現状をお話しされています

ので、十分御理解されていると思いますけれども、酪農の現場において、今すごく廃業率というのが高まっているのが現状です。このままでいきますと、本当に牛乳が足りない時期が来るというのは、目の前に見えているのではないかなという気がします。

なぜかと申しますと、うちの近所でも、今まで70代、80代近くの、ぼちぼちやっていらっしゃった農家の方がやめられていっていたのは、それは自然の成り行きとしてしようがなかったのですけれども、今やめられているのが40代とか、どうかすれば30代の方たち、やっとな酪農を始めたばかりの方がやめられているのが結構あるのですね。その中でも、親御さんと一緒に後継者がやっていますが、もう給料が払えないから、おまえはどっか働きに行けと。酪農はやめてはいないけれども、せっかく育った酪農家の後継者がやめていっているというも、数字的に挙がっていないけれども現にあらわれているのが現在の酪農家なのです。

こういうことを考えたときに、やはり何かして抜本的なもの、先ほど午前中お話しになったお二人の先生方がおっしゃっていましたように、5年後、10年後はこうなるのだよというような抜本的対策が見えていれば、後継者に、こういう形でこれからできるのだよというので、支援なりお話しできるのですけれども、何も見えないのが現状ですので、やめていく人に対して、「そうだね、しょうがないね」としか言えない、そういう立場で私がいるというのも、何かすごく悲しい思いがするのですね。

こういう時だからこそ、先ほど出ました加工乳生産者補給金の単価の改正につきましては、すごくありがたいことだと思いますけど、もう1つ忘れてならないのが、都府県における飲用乳を生産している農家に対して、抜本的な対策をもう少し強く打ち出していただかないと、廃業率がますます増えていくというのは目に見えていると思いますので、そこをお忘れなく組み込んでいただけたらと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大分予定の時間には近づいていますが、まだ――どうぞお願いします、上安平委員。

○上安平委員 マスメディアの世界の端っこに席を置く者の一人として、ちょっと申し上げます。そして、私は消費者でもありますので、その観点から申し上げたいのですけれども、今回のこの配合飼料価格の安定制度、補てん金のシステムを変えるということに関しては、皆さんの御窮状の方もよく分かりますし、それがまた生産コストを適正な価格に転

嫁するという事で、大方の世間の納得は得られるかなという気がして拝聴していたのです。

ただ、私の実感としましては、今、物の値段がものすごい感じで上がってきております。例えばガソリンとか食料品に関しては言うに及ばずなのですけれども、この2~3週間の間にも、私個人の経験としては、例えば化粧品を買いに行ったら、7月から価格を改定しますと言われた。お掃除に来ているおばさんたちのサービス業が上がった。それから、私の仕事で業務委託をしているプロダクションなどがあるのですが、そこが、何ともならないから、少しプロダクションの1日当たりの負担とかなんか、派遣費などを増やしてほしいと言ってきました。いろんなものがものすごい勢いで上がっています。

ですから、今度のこれも、補てん制度や何かをちゃんと機能させて、生産者、最終段階の消費のものになるまでに携わっていらっしゃる流通関係の方々も含め、加工流通の方も含めて、それを救うために作って、何とかそれが機能するかなといった時には、ほかのものの全ての値段が上がってしまって、結局誰も救えなかったというのか、少しはいいのでしょうけれども、大して潤いの水にはならなかったというようなことがあるのではないかと、ちょっとその辺が心配なのです。

じゃどうすればいいかと言われても困るのですけれども、それであったらば、やっぱり大きな見直しみたいなのが必要なのではないかと。その時に、これから先これが脱皮して、今の畜産業を新しい姿に変えていくチャンスにしなくちゃ、皆さん生き延びられないのではないかなという、ある種の構造改革が必要になってくるのではないかと思うのですね。だから、今のこの窮状をチャンスとして生かして、新しい方向性を何かの形で見つけ出してほしいなという気がするのです。

私は、ここでの御議論を拝聴しておりますと、それがエコフィードなのか、それも含めた国産の飼料の自給率の上昇なのか、いろいろな可能性があると思いますので、それをぜひ育てていって、しかも、消費者とか一般の国民の納得できるような形でその過程をちゃんと説明して、理解してもらって、新しいものに脱皮していく必要がある。新しい畜産の世界を作り上げていく、ある種の大きなチャンスにしてほしいなという気がいたします。

今の物価がどんどん上がってくるというのが、私の個人的な経験だと、何となくドルショックのときのあのトイレットペーパーを思い出すような状況なのですが、あの時の経験



を、記憶をまだ私たちは持っていますから、それを繰り返さないような形で、あの経験を生かした形で、すべての人が納得する形で変わってほしいなという気が今しています。特に最近、先ほど浅野さんから御説明がありましたけど、バターの問題を見ていた時に、実はみんな、牛乳が、生乳が多分足りないのだらうなというのは何となく気がついていただけ、よく分からなかった。よく分からないから、スーパーに行った時に、主婦としては、1つ買うところを2つ買っていった。それが積み上がって棚からバターがなくなっちゃったというところも原因の一つとしてあるような気がするのですが、ああいうときにちゃんと理屈がわかっていたら、あんなことはしなかったなという気もするのですね。

そういえば浅野さんは、去年の夏は暑かったから生乳がとれなかったと。そういえば大藪さんも、去年お話を伺ったとき、牛がお乳を出さないって嘆いていらっしやったな。あー、そうか、あれをちゃんと理解して積み上げていけば、あんなパニックみたいなことは起きなかったのだらうかと、ちょっと思いました。その後、鈴木先生がお食事時の雑談のときに、バターがスーパーの棚からなくなったという問題を取り扱ったNHKの番組がすごい高視聴率をはじき出したと。それは背景に、みんなが分からないから知りたいという要求があったのだと思うので、やっぱりその要求を満たしつつ、これからは進んでいくことが必要なのではないかという気が今しています。

どうも失礼いたしました。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○八巻委員 20年度の畜産物価格を決定したこの2月の審議会におきまして、私の方から、配合飼料原料の高騰という生産者の責任によらない要因による生産コストの上昇、こういったことについては、生産コストの上昇分というものを消費者価格に適切に転嫁することが必要でなからうかといったような趣旨で発言をさせていただきました。輸入原料価格の上昇というのは、多くの消費財も同様の環境にあるのかなと。どなたかもおっしゃっていらっしやいますが、価格転嫁によりまして、ガソリン価格に代表されるさまざまな消費財が上昇しているということで、先ほどもお話あったと思うのですが、どうも相対的に消費者の購買の体力というか、そういったものが低下しているのではないのかなといった印象を持っています。

基本的には、引き続き消費者理解の醸成というこれまでの取組、これにきちっと取り組んでいくということが重要だということは考えていますが、こういった環境にありますと、過剰な期待というのはできにくいということもあるのかなといったようなことも考えます。

こういった中で、今般の配合飼料価格安定制度の4%追加補てんという特例措置というか、そういったことが停止した場合には、生産者の負担が増加するということになりまして、そもそも国民に対して安全・安心で良質な畜産物を安定的に供給していくことを持続していくということのためには、生産の担い手である酪農・畜産経営体の経営安定を図っていくということが、何よりも重要であるというふうに考えます。

よって、もうちょっと言いますと、あと2つほど言いますと、そのうちの1つとしては、配合飼料価格安定制度というのは、今後とも重要な機能を果たしていくのだろうというふうには見ますが、4%の追加補てんの停止による生産者負担の上昇に伴う生産コストの上昇、これについては今回の審議会の議論そのものなのですが、それに対応した行政価格の期中見直し、さらには追加的な経営安定対策、これが必要なだろうというふうに考えます。

もう1点は、北海道といたしましては、牛乳・乳製品あるいは牛肉といったものの我が国の消費者に対する食料供給基地というふうになっていますし、北海道の中でも基幹産業というふうになっています。そういう酪農・畜産の持続的な発展に向けて、農業団体の皆さん方と連携をしながら取り組んでいるところでございますが、特に60万ヘクタールという飼料畑面積がございます。この60万ヘクタールの自給飼料基盤をさらに有効に活用していくためには、飼料用トウモロコシですとか牧草、そういった自給飼料の増産、利活用に向けた取組に対する支援策のさらなる充実強化ということによりまして、生産者の主体的な取組をしっかりと定着させることが必要だろうというふうに考えております。

ちょっと総花的なことになりましたけれども、そのように考えております。以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

そのほかにはいかがでしょうか。

はい。

○松木委員 何かすごく大きなことを言うようでちょっと恥ずかしいのですが、異常気象とか食料を利用したバイオ燃料の開発とか輸入飼料の高騰、その傾向はとどまるところを知らなくて、予想もつかないような状況で、また発展途上国では、食料を求めて暴動

も起こっているような状況で、食料の自給というのは当然の志向だと思うのですね。我が国の配合飼料のほとんどは輸入に頼っているのです、その高騰にも甘んじて、状況を是認して、その対処に明け暮れているような状況は、やっぱり食料、特に飼料の国産化という対策は非常に急務ではないかと思うのです。だから、輸入に頼らないで国産化するための補助も重視されるべきではないかと思っております。

「飼料を国産化」と簡単に言っても、いろんな難しい問題があると思いますので、試験的な取組とか、その効果がどういうものであるかということ、私たちの消費者にも紹介してほしいと思っております。

以上、意見を申し上げます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、まだ御意見ある方もいらっしゃるかと思います、大分時間も押してまいりましたので、ここで意見の聴取を一応終了させていただきまして、諮問に対する賛否についてお伺いできればと思います。委員及び各臨時委員から、本日の諮問を審議するに当たりまして、事務局から示されました算定値についての賛否を御表明いただければと思います。合わせて諮問に対する御意見があれば、簡潔に陳述願いたいと思います。

順番としまして、神田委員のほうから順次お願いできればと思います。

○神田委員 結論的には賛同いたします。ただ、いろいろな意味で皆さんから意見が出ておりましたように、安定的な生産ができるように、それから消費者からすれば、名実ともに国内産の食肉ということの意味からしますと、国内産の飼料を向上するための努力はしていらっしゃいますけれども、急いでほしいというふうに思います。

それと同時に、あわせて生産者あるいは生産者団体がどのような努力をなさってくださっているのかということ、その辺についても、私たちには伝わってこない部分が多いと思いますので、合わせてそういったことも、どのようなことを考え、どのようなことに取り組んでいるのかということ、きちっと伝えてほしい。そういったことが伴って初めて、こういったことの賛同が心からできるということにもなりますし、期待も大きいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○浅野委員 諮問に賛成をいたします。

意見は特にございませんけど、1 つだけ、自給率の向上につながればありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○阿部委員 今回の改定案に賛成いたします。

○大藪委員 私も、今回の改定案、賛成いたします。

ただ、これからの経営安定対策の強化はぜひお願いしておきます。

○上安平委員 私も賛成いたします。

○近藤委員 この案で進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○杉本委員 結構でございます。

○飛田委員 賛成です。

○堀江委員 賛成です。

○松木委員 日本の食料を守るという意味から賛成します。

○萬野委員 賛成です。

○向井委員 賛成いたします。

○村井委員 賛成いたします。

○八巻委員 了といたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

皆さんから賛否を表明いただきましたが、私、先ほど委員の皆様から御意見いただいた後に、事務局の方からコメントいただく時間をとらずにありました。今の賛否表明の中での御意見も含めて、若干簡潔に、もし何かおっしゃられることがあれば今お願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

では、済みません。

○釘田畜産振興課長 飼料関係については、引き続きたくさん御意見をいただきました。1つ1つ参考にさせていただきたいと思います。特に阿部委員からは、毎回貴重なアドバイスをいただいております、きょうのお話でも栄養サポートチーム、基本的な技術というのが非常に大事にもかかわらず、若干現場でおろそかにされている、あるいは格差が広がっているというような問題意識というのは、我々も持っております。どのようなことが今後できるのか、生産性向上対応ということでいろんな活動はやっているのですけれども、さらにその辺、勉強してまいりたいと思います。

それから1点だけ、堀江委員から、価格安定制度の中で異常補てんと通常補てんの一体的な運用はできないかといったようなお話だったかと思いますが、そのような御要望も一部生産者団体からいただいておりますけれども、現状では、きょう午前中御説明いたしま

したような、通常補てん、異常補てんの2段階の仕組みというのを抜本的に見直しするのは大変難しい課題かなというふうに思っております。

そのような中ではございますが、今回の非常に財源が枯渇する中で、現状といたしまして、通常補てんは既に足りなくなっていて借り入れを行っております、異常補てんにはまだかなりの資金がございます。今後の発動見込みをした場合に、異常補てんについては今後当然発動が予定されるのですけれども、それでも、見込みといたしまして100億強の残高が出る見込みということがございまして、それを発動できるような見直しをして、実質的に異常補てんも活用できるようにしたいというふうに思っております。そのような運用面での対応というのは、緊急対応として考えたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 お願いします。

○境畜水産安全管理課長 若干重複しますが、阿部委員の、獣医師の診療費の中に栄養サポートの項目を入れられないかというお話がございました。実は獣医師も、診療だけではなくて、栄養改善指導だとか、あるいは経営全般を見るような、いわゆる管理獣医師という形ができております。実は今年度から、私ども、補助事業で管理獣医師を養成するというのを始めております。ですから、その中で、ぜひ阿部委員にもお知恵をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

それから、日本獣医師会からも診療費、これは家畜共済の中ですけれども、その診療費の中に、こういった管理獣医師的な活動についても点数化できるようにして欲しいという要望が上がっております。この所管は経営局の保険監理官でございますけれども、今頂戴しました御意見を伝えまして、よく協議してまいりたいというふうに思っております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

その他、お願いします。

○徳田畜産企画課長 先ほど堀江委員、大藪委員あるいは八巻委員から御指摘ありましたけれども、今回、配合飼料価格安定制度について4%の追加補てん停止ということで、政策価格の見直しを今諮っているわけですが、これに合わせて、当然経営に影響を与えるということで、酪農対策とかあるいは養豚対策に対しては、経営支援をやっていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○鈴木部会長 はい。

○渡邊食肉鶏卵課長 同じく堀江委員のほうから、屠場のコストの問題のお話がありました。いろいろそういうお話があるのは聞いてございます。御指摘のように、農水省と厚生労働省との間で協議会もございますので、問題点について具体的に御指摘をいただければ、厚労省の方にそのたびにおつなぎをして、そういう検討を前向きにするように厚労省とも協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 はい。

○本川畜産部長 多くの消費者の代表の方なりから、畜産の状況をよく皆さんに伝えるよというお話、特に上安平委員からは、今をチャンスにして、日本の農業なり畜産が変わっていくチャンスにしていってはどうかという、まさに私どももそういう思いで取り組んでいるところであります。去年の今ごろは、えさが上がって苦しいというのが畜産だけで、価格の転嫁を言っているのも我々だけでありまして、消費者の方々の理解醸成委員会なども孤軍奮闘だったわけでありましたが、その後、まさにバイオエタノールの問題とか世界的な食料の問題だとかが重なってまいりまして、非常に大きな流れになってきているなというふうに感じております。FAOでサミットが行われたり、洞爺湖サミットでもそういうものが大きな重要なテーマになってくる。

私どもとして、まさにそういう機会をとらえて、我が国畜産の生き残り戦略といえますか、再生戦略というのを具体化し、構築していければと思っておりますので、引き続きサポートをお願いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

## 審 議

○鈴木部会長 それでは、皆様からいただきました御意見を取りまとめまして、答申及び建議の原案を作成することといたしたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木部会長 では、御異議がないようでございますので、従来からの慣例のとおり、こちらから起草委員を指名させていただきたいと思っておりますが、この点もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木部会長 それでは、起草委員をお願いしますのは、浅野委員、阿部委員、上安平委員、飛田委員、萬野委員の5名の方ということでお願いしますとともに、委員長には、御苦勞をおかけしますが阿部委員にお願いできればというふうに思います。

それから、私と神田委員も起草委員会に同席することで御了承願いたいと思います。

それでは、原案が作成できるまで、暫時休憩ということにさせていただきますが、できるだけ早急に取りまとめさせていただきますようお願いしまして、それまでちょっと休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時26分休憩

午後3時20分再開

答 申

○鈴木部会長 大変お待たせいたしました。

それでは、部会を再開いたします。

起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申(案)及び建議(案)を作成いただきましたので、起草委員長から御披露をお願いいたします。

○阿部委員 それでは、起草委員会で取りまとめました答申(案)及び建議(案)につきまして御報告いたします。

事務局の方から御朗読をお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 朗読させていただきます。

(案)

20食農審第11号

平成20年6月12日

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成 20 年 6 月 12 日付け 20 生畜第 585 号で諮問があった平成 20 年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項、平成 20 年 6 月 12 日付け 20 生畜第 581 号で諮問があった平成 20 年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項及び平成 20 年 6 月 12 日付け 20 生畜第 582 号で諮問があった平成 20 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で改定するに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で改定することは、妥当である。

建 議（案）

- 1 配合飼料価格安定制度については、補てん財源の貸付などにより基本的な機能の維持が



図られるよう努めるとともに、4%の追加補てんの停止に当たっては、畜種ごとの実態に応じて、安定的な経営継続を図るための対策を充実・強化すること。

2 生産者等の努力によって吸収できない生産コストの上昇について、小売価格等に適切に反映できるよう、生産者の努力等についての情報提供により消費者等の理解向上に向けた環境づくりに努めるとともに、生産者等による主体的な取組を促進すること。また、指定生乳生産者団体の機能強化、中小・農協系乳業の再編合理化を促進すること。

3 輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産に転換するため、飼料用米や稲WC Sについて、生産の拡大、定着に向けた利用技術の検証・普及、多収穫米種籾の確保、行程管理の徹底など、自給飼料基盤の強化・定着に向けた推進方策を確立すること。

4 飼料用穀物の国際価格や海上運賃（フレート）、畜産物価格の動向等、畜産経営の安定を図る上で必要な情報について十分注視すること。

以上です。

○鈴木部会長 ただいま朗読していただきました答申（案）及び建議（案）につきまして、御賛同を得られるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思っておりますが、これではよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木部会長 御異議がないようですので、これを当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議ということにいたしたいと思っております。

答申内容につきましては、部会の決定はそのまま本審議会の決定とみなすことから、ただいま政策審議会会長名において答申を農林水産大臣に提出いたすわけではありますが、今村副大臣に御出席をいただいておりますので、今村副大臣にお渡しいたしたいと思っております。

（答申書・建議書手交）

農林水産副大臣あいさつ

○鈴木部会長 それでは、ここで今村副大臣からごあいさつをお願いいたします。

○今村農林水産副大臣 農林水産副大臣の今村雅弘でございます。

本日は、鈴木部会長を初め委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず本部会に御出席を賜り、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

我が国農政史上異例とも言える期中改定の諮問でありましたが、政府といたしましては、答申の御趣旨を十分尊重して、平成 20 年度の加工原料乳生産者補給金単価、肉用子牛の保証基準価格などの改定を行いたいと存じます。

また、答申に際していただきました建議につきましては、その御趣旨に従い検討の上、適切な措置をとってまいります。

さらに、審議の過程において委員各位から賜りました貴重な御意見は、今後の行政運営の中で十分に参考にさせていただきたいと考えております。

最後に、今後とも委員各位には一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

本日は、長時間御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして食料・農業・農村政策審議会平成 20 年度第 2 回畜産部会を閉会いたします。委員の皆様方の御協力に心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 36 分閉会